實業之日本社刊

0029539000

0029539-000

338.3—To456e

英・仏・蘇における銀行国有制度

東京銀行協会調査部・編

実業の日本社

1947

ADI

Ei, Futsu, So ni okeru Ginko Kokuyu Seido
The Systems of Bank Nationalization in England, France & Russia
By the Inquiry Section of Tokyo Bank Association

英・佛・蘇における

銀行國有制度

東京銀行協會調査部

實業之日本社刊

3 T

B262

CI&E
REFERENCE LIBRARY

目次

英蘭銀行の國有化とその背景……一
一　序……三
二　二つの大戰と英國經濟……五
（一）第一次世界大戰後に於ける英國經濟の衰退……五
（二）第二次世界大戰による英國經濟の打撃……一五
三　英蘭銀行の國有化……三一
（一）英國に於ける金融資本の性格と産業社會化の意義……三三
（二）英蘭銀行の國有化……三五
（イ）國有化の意義……三六

338.3
T0456e
国立国会
37.4.-3
図書館
575012

（ロ）英蘭銀行法……三〇
四　結　論……四五
附　錄……四八
一　一九四六年英蘭銀行法……四八
二　英蘭銀行特許狀……六一

フランスに於ける銀行國有と國家管理……六九

一　フランスに於ける社會化の意義……七一
二　フランスに於ける勞働階級の政治的伸長の歷史的、經濟的規定……七九
三　フランス銀行國有法の內容……八六
（一）はしがき……八六
（二）國家信用理事會……八八

（三）フランス銀行の國營……九八
（四）金融機關の分類……九九
（五）預金銀行の國營化……一〇一
（六）投資銀行の統制……一〇五
四　結　論……一〇八
附　錄……一一二
一　フランス銀行貸借對照表……一一二
二　四大銀行綜合貸借對照表……一一三
三　佛國銀行國有法……一一四

ソ聯邦の金融機關……一二五

一　序……一二七

二　革命直後の銀行國有の經緯……一三七
三　其後の推移概觀……一四三
四　最近の金融機關の全貌……一六六
附錄　ソ聯邦國立銀行定款……一七四

英蘭銀行の國有化とその背景

一　序

戰後世界經濟の動向が資本主義經濟體制の修正乃至否定の方向へ動いてゐることは否定し得ない事實であり、そして世界各國が現在直面しつゝある課題は、この資本主義體制の修正乃至否定を如何なる範圍に於て、又如何なる深さにまでこれを行ふかと謂ふことである。この課題に對する一つの解答として、英國勞働黨によつて斷行された一九四六年二月十八日の英蘭銀行の國有化、七月十二日の炭礦國有法の成立、そして佛蘭西に於て一九四六年一月一日を以て實施せられた佛蘭西銀行外四大銀行の國營化及び重要產業の國營化は極めて重要な示唆を與へるものである。

終戰後一年半、未だ混沌としてその進路すら指示し得ない吾國戰後經濟にとつては、英佛兩國に於ける產業國營化の實現は見逃し得ない主題である。しかしそのことは徒らに產

業の國營化のみを模倣すべきことを意味するものではなく、又産業の國營化のみが戰後經濟を解決する唯一つの方策であると謂ふことを意味するものでもない。要は兩國に於て産業の國營化をかくも順調に行はしめた國內經濟の狀況と、その産業國營化の必然性との關聯を正しく認識し、吾國戰後經濟の混沌たる狀態から正しい解決の方途を見出すことである。本稿はその目標をもつて英國に於ける英蘭銀行國有化の事情とその歷史的經濟的背景を分析したものである。

二　二つの大戰と英國經濟

（一）第一次大戰後に於ける英國經濟の衰退

戰費二百三十五億四千五百萬磅（一九四〇年―一九四五年）を費消して勝利を獲得した第二次大戰の結果、英國に齎らされた現實は國內經濟の攪亂と世界貿易からの轉落と尨大なる海外資産の喪失と、そして累積された海外債務であつた。由來英國經濟の支柱は産業革命を世界資本主義成立の黎明に早くも行ひたる結果、後進國に優越せる資本主義的生産技術に基礎を置く世界貿易の掌握と、貿易によつて獲得＝蓄積せる資本の海外への投資による後進資本主義國の資本的支配とであつたが、第二次大戰は徹底的にこの支柱を崩壊せしめたのであつて、こゝに英國資本主義經濟は決定的な危機に直面してゐる。

かくの如く英國經濟の先進資本主義國としての經濟構造の優位性の崩壞は今次大戰がこれを決定的ならしめたとは謂へ、これよりさき、第一次大戰及びこれに續く一九二九年の恐慌によつて既に內部的にはその崩壞の過程を辿りつゝあつたのであり、それに伴つてその內部的危機をその經濟構造の優位性によつて維持せんとする凡ゆる努力が行はれたことは周知の事實であるが、それにも拘らず第二次大戰はこの傷ける英國經濟に致命的打擊を與へる結果となつたのであつて、かく觀來れば第二次大戰による英國經濟の危機は決して偶然的なものでなく正に英國經濟構造に胚胎せるものの現實化に他ならないと云ひ得るのである。

第一次世界大戰は英國に多大の戰費の消費と、大規模なる生產手段の損耗を蒙らしめたが、他方、戰爭に主役として參加しなかつた國々をして、急速に世界經濟の舞臺へ登場せしめた。即ち戰時中に於ける米國資本主義の飛躍的發展は、從來英國の市場であつた南アメリカ、中央アメリカの諸市場を奪取し、又地理的條件に惠まれた日本が、戰時中綿糸、

綿織物を中心として世界貿易へ進出したことは、英國の主要輸出商品たる綿織物業を大いに壓迫する結果となつた。さらに後進國として先進資本主義國に原料を供給し、完成品を需要してゐた國家若しくは植民地が漸次自國の工業化によつて外國商品の侵入を拒ばむに至り、こゝに英國經濟は世界經濟市場よりの後退を餘儀なくされたのである。その上第一次大戰後における米國及び獨逸を中心とする徹底的な產業合理化運動は、停滯的な英國產業を急速に凌駕するに至つて、英國の國際經濟に於ける優位性は益々失墜せしめられた。

一九二九年の世界恐慌は、本質的には戰時中から戰後にかけて擴張された生產設備に對する、破壞され疲弊した購買力の低下との矛盾であり、戰後經濟の著しい狹隘化は、貿易に於ては各國をして極端な排他的保護政策を採用せしめ、この市場の閉鎖主義を打破せんとする各國の徹底的合理化運動は、反つて生產過剩と市場狹隘の矛盾を激化し、遂に農產物の過剩生產を契機として恐慌を勃發せしめたのである。

この恐慌は戰後停滯的であつた英國輸出貿易に徹底的な打擊を與へ、輸出高は一九二九

年を頂點として減少の傾向を辿り、一九三二年には一九二九年の五〇%に迄轉落するに至つた。

恐慌後の英國輸出高

年次	(單位百萬磅)
一九二九	七二九、三
一九三〇	五七〇、八
一九三一	三九〇、六
一九三二	三六五、〇
一九三三	三六七、九
一九三四	三九六、〇
一九三五	四二五、九

尙第一次大戰後停滯乃至減退の傾向を示しつゝあつた綿布、石炭の輸出高もこの恐慌により更に大きな打擊を受け、一九二九年の輸出高に比し綿布は五五%(一九三一年)、石炭

は三五%(一九三二年)方の低落を示した。

恐慌による英國の綿布、石炭輸出高減少の狀況

年次	綿布(單位百萬ヤード)	石炭(單位百萬噸)
一九二九	三、六七二	六〇、三
一九三〇	二、四〇七	五四、九
一九三一	一、七一六	四二、七
一九三二	二、一九七	三八、九
一九三三	二、〇三一	三九、一
一九三四	一、九九四	三九、七
一九三五	一、九四九	三八、七

かゝる英國輸出貿易の徹底的な沈滯は、戰後漸くその生產を回復し、一九二九年には戰前の水準に迄高揚せられた同國產業界を、再び沈滯の底に陷らしめ、他の諸國に比しその打擊は稍々輕少であつたとは謂へ、一九三一年における工業生產指數は恐慌前の最好況期

たる一九二七年に比し次表の如く二三・八%の低落を示したのである。

工業生産指數　（一九二四年＝一〇〇）

年次	指數
一九二四	一〇〇
一九二三	九七・五
一九二六	七五・三
一九二七	一〇八・五
一九二八	一〇二・五
一九二九	一一〇・六
一九三〇	九八・五
一九三一	八四・七
一九三二	八四・九
一九三三	九〇・五
一九三四	一〇一・八

英國經濟の他の支柱である在外蓄積資本＝海外資產は、第一次大戰前約三十七億磅と推定されてゐたが、戰費調達のため七億五千萬磅の海外證券を動員し、其後に於ける海外投資も前述の如き生產の衰退、輸出貿易の減退による「資本不足」を根本的原因とし、更には資本不足による金利の昂騰が他國特に米國の資本潤澤による金利低下に壓迫され、加ふるに海外投資に加へられたる國家的制約により、英國の海外投資は戰前の如き活況は呈せず停滯的であつたが、一九二九年の國際金融恐慌はこの傾向を決定的ならしめた。即ち海外投資利益は金融恐慌のため多分に危險性を伴ひ、より安全な國內投資に逃避する傾向を生じ、海外投資額は絕對的にも相對的にも次表の如く減退を示した。

英國の新規投資　（單位百萬磅）

	1910—13年平均	1920	21	22	23	24	25	26	27
國內投資	43.1	324.6	100.1	100.5	67.5	89.3	132.1	140.9	176.0
	(24.4)%	(84.5)%	(46.4)%	(42.6)%	(32.2)%	(39.9)%	(70.1)%	(55.6)%	(55.9)%
海外投資	133.7	59.7	115.7	135.2	136.2	134.2	87.8	112.4	138.6

(75.6)%	(15.5)%	(53.6)%	(57.4)%	(66.8)%	(60.1)%	(39.9)%	(44.4)%	(44.1)%

	1928	29	30	31	32	33	34	35	36
國内投資	219.1	159.4	127.4	42.6	83.8	95.1	106.7	161.9	190.8
	(60.5)%	(62.8)%	(53.9)%	(48.0)%	(74.1)%	(71.5)%	(71.1)%	(88.6)%	(87.8)%
海外投資	143.4	94.3	108.8	46.0	29.2	37.8	43.4	20.9	26.5
	(39.5)%	(37.2)%	(46.1)%	(52.0)%	(25.9)%	(28.5)%	(28.9)%	(11.4)%	(12.2)%

かゝる英國資本の世界市場からの後退、更に米國資本の世界市場への登場による英國資本の壓迫と、他方に於ける英國國内生産の不振に基く貿易の停滯は、英國資本に對する信用を喪失せしめつゝあつたが、獨逸銀行の破綻による英國投資資本の回收不能を轉機として、外國資本の英國よりの逃避を招來し、遂に英國をして多大の犠牲を拂つて維持し來れる金本位制よりの離脱（一九三一年）を餘儀なからしむるに及んで、英國資本に對する信用の崩壊は目立つて顯著となるに至つた。

以上説明せる如く金本位制よりの離脱をその頂點とする戰爭及び世界恐慌に基づく英國

經濟の衰退は、英國經濟を根柢より動搖せしめ、嘗て不調を見たことなき英國國際收支をして、遂に恐慌を契機として一九三一年以來逆調を示すに至らしめたのである。

英國に於ける國際收支の推移は次の如くである。

（單位百萬磅）

	商品輸入超過額	海外收入額	差引
1913	—132	327	195
20	—380	588	208
21	—176	320	144
22	—208	348	140
23	—338	410	72
24	—392	438	46
25	—463	449	— 14
26	—386	469	83
27	—352	475	123
28	—381	484	103
29	—386	414	28
30	—408	304	—104
31	—287	236	— 51
32	—263	236	— 27
33	—294	287	— 7
34	—261	293	33
35	—347	328	— 19
36	—443	391	— 52
37	—337	322	— 15

かゝる英國經濟の全面的衰退は、英國經濟をして從來の牧歌的自由主義を捨てゝ專ら國民經濟主義的保護貿易主義に轉ぜしめ、一九三一年の非常關稅法、一九三二年の保護關稅法更には同年八月のオッタワ協定の締結と一聯の保護貿易政策を採用せしめ、專ら自治領植民地を包括する所謂スターリング・ブロック經濟の强化による英國產業並びに金融資本の保護＝維持を餘儀なからしめた。かゝる高度の保護政策により恐慌後英國經濟は幾分の回復過程を辿らんとしたが、遂にこの衰退過程を徹底的に打開し克服し得なかつた事情は、先進英國資本主義がその先進國なるが故に植民地並びに後進國への資本投資にのみ大きな利潤を見出し、利潤少なき國內產業への投資を回避したゝめ、後進資本主義國が近代的生產樣式を採用し高度の生產力を上げつゝある段階に於てすら、その初期資本主義體制を拂拭し得ず、專らその古典的なる經濟的優位性に賴らんとし、かくしてその工業設備の舊態化、技術の停滯性、企業集中の立遲れ等に基因する英國經濟構造そのものの缺陷にその基本的原因を胚胎してゐたことは、特に指摘されねばならぬ所であり、かくして第一次

大戰はその胚胎せる經濟構造の缺陷を曝露したものに過ぎず、第一次大戰後はその動揺せる經濟機構に對し何等根本的對策を講ずることなく、その機構のもつ矛盾をそのまゝ第二次大戰迄持越して來たのである。

（二）第二次大戰による英國經濟の打擊

英國經濟の初期資本主義的生產樣式に基因する先進資本主義國としての優位性の崩壞は、前述の如く第一次世界大戰を契機として曝露され、英國經濟はその衰退過程を辿り始めたが、その衰退過程を回復する手段として選ばれたのが景氣回復策としての國家の建築事業政策の採用であり、又最後的常套手段としての軍需工業の振興であつたが、ナチス勃興後に於ける世界資本主義諸國の帝國主義的競合は遂に第二次大戰を招來するに至つた。

第一次大戰は英國經濟の根柢を動揺せしめ、その衰退への傾向を決定づけたのであるが、しかも尙過去に於ける尨大な資本の蓄積は、强大な世界市場支配力の存續と、極端な

保護政策乃至自治領、植民地を犧牲とする「スターリング・ブロック」經濟の强化と謂ふ政治的手段と相俟つて、英國經濟は第二次大戰直前海外投資資産四十億磅、世界貿易に於て輸出一一・七％輸入一八・六％（何れも一九三七年）の比重を占めて依然强靱なる經濟力を保持してゐたのであるが、第二次大戰によるその精魂を傾けての經濟力の消耗は、衰退過程を辿りつゝも强力なる保護政策によつてようやくこれを維持してゐた英國經濟の矛盾を更に激化せしめ、これに破滅的な打撃を與へたのであり、その意味に於て第二次大戰は正に第一次大戰による英國經濟矛盾の破壞過程の擴大再生産であると謂ひうるのである。

即ち英國經濟の主軸たる輸出貿易は武器の七〇％を自力國内生産で賄つた程に徹底した國内全産業の軍需工業への轉換と、歐洲市場を始めとする各國市場の狹隘化、更には船舶喪失等に基因し、次表にみる如く一九四三—四年には戰前の三分の一以下に低落した。

（單位百萬磅）

	輸出高	指數
1938	471	100
39	439	94
40	411	73
41	365	56
42	269	36
43	232	29
44	258	31

輸出貿易のかゝる低落に比し、食料品及び原材料の殆んど全部を海外に依存せる英國の輸入額は、米國よりの武器の大量輸入により一層增加し、英國經濟を壓迫し國際收支を大きく逆調ならしめた。

かゝる貿易輸入超過額は、從來、第一次大戰に於て相當の喰込をなしたにも不拘、尙費消し盡さずして保有せる海外資産よりの投資收入並に船舶海運收入を以て補足してゐたのであるが、（註一）大規模經濟消耗戰は米國よりの武器輸入のため、この海外資産をも次表の如く喰込ませ、戰前約四十億磅（註二）と推計された海外資産を全く消耗し盡してしまつた。

海外資産喰込額　（單位百萬磅）

一九三八	三九	四〇	四一	四二	四三	計
五五	二三八	七五六	七九七	六三五	六五五	一、一三六

（一九四三年四月政府豫算白書）

（註一）英國國際收支（一九三六—三八年平均）

（單位百萬磅）

支拂勘定		受取勘定	
輸入	九三〇	輸出	五四〇
政府支拂	一〇	投資收入	二〇〇
		海運收入	一一〇
		手數料	四〇
		其他	一〇
計	九四〇	計	九〇〇
		差引支拂超過額	四〇

（註二）一九三八年末現在英國の對外投資額をキンダレーは次の如く推計してゐる。（單位百萬磅）

自治領並植民地政府債	九九三
自治領並植民地地方債	八八
外國政府債並地方債	三一七
在外イギリス商社への投資	一、二〇九
外國並自治領商社への投資	六八五
其他投資	四〇〇
計	三、六九二

更に國際收入の他の重要な財源たる船舶も、第二次大戰により甚しい損害を蒙り次の如き減少を示した。

商船保有量　（單位重量千噸）

一九三九年	一九四五年
二三、三〇〇	一九、六〇〇

以上の如く商品及び資本の輸出の徹底的な縮少並びに海外資産の消耗に加へて、海運界の急激なる凋落は、英國産業經濟に對し全く絶望的な見透しを與へたが、その上戰後の英

國は老大なる債務を各國に負ふに至つたのである。即ち今次大戰の戰費は在外資産を以てしても賄ひ切れず、米國其の他よりの武器購入資金としての金準備及び米弗は、戰爭一年にして次表の如く消費し盡し、こゝに第一次大戰後「資本の不足」に苦しみつゝあつた英國は、これを超えて遂に「資本の涸渇」に直面したのである。

	金	米弗
1939年8月31日 保有高	2,038	595
1939年9月1日ヨリ 1940年12月末日迄ノ使用高	1,746	236
1940年末保有高	292	359
其ノ中使用不可能	51	305
差引純使用可能高	241	54

（單位百萬弗）

かゝる資本の涸渇は戰爭遂行に重大な支障を來し、こゝに武器供給の最大國たる米國並

にカナダは一九四一年武器貸與法を英國との間に成立せしめ、戰爭遂行に必要なる武器、軍需資材並びに食料の「賣却、讓渡、交換、貸與またはその他の方法を以て處分する」ことを認め、かくて英國は直接資金を媒介することなしに軍需品を米國及びカナダより貸與を受けたが、武器貸與の契約なき武器、食料の輸出國たる自治領、植民地よりの戰費調達の方法としては弗及び磅爲替封鎖による爲替統制强化を以てこれに對應したのである。即ちこれらスターリング・ブロックの米國への輸出に對する受取弗爲替はこれをして强制的に英國を通過させた上、磅に換算して磅爲替として英國に貸勘定（スターリング勘定）を設けて封鎖し、弗資金はこれをプールし英國自身の軍需品購入資金としたのであり、更に三國のこれら「スターリング・ブロック」よりの輸入に對する對價も、すべて「スターリング勘定」に封鎖し、實際には資金移動は行はずして軍需品を購入したのである。この磅封鎖勘定は三十五億磅（百四十億弗）と計算され、印度に對しては實に四十四億弗に上り、印度の獨立問題と云ふ政治的課題に對する大きな經濟的背景を與へる迄に至つた。

以上の如く第二次大戰は英國經濟の存立基盤を徹底的に破壞し盡し之に代つて米國及びソ聯を世界經濟の支配的地位につかしめるに至つたが、この中にあつて英國がその衰退過程の經濟より再び立直り、過去に於ける繁榮を取戻さんがためには、第一次大戰以來英國經濟の最も大きな缺陷であつた停滯的、小規模産業構造の劃期的變革が要請せられるのであり、そしてその一つの手段として産業の社會化が勞働黨によつて實現されつゝある。しからば吾々は何が英國の産業を停滯的とし、そこに於ける産業の社會化は如何なる意義を有するかを究明しなければならない。

三　英蘭銀行の國有化

（一）英國に於ける金融資本の性格と産業社會化の意義

前述せる如き英國産業の停滯性、小規模性を規定づけるものとして我々はこの國に於ける金融資本の性格を分析しなければならない。

英國に於ける銀行制度の特色は、純然たる預金銀行主義がその傳來的分立主義の中心勢力として發展したことと、銀行資本の集中化が典型的に行はれたことであつた。英國に於ける銀行集中の運動は一九世紀後半より早くも發達し、殊に一九一七年以降所謂五大銀行の獨占化が急速に進捗し、一九二〇年代には五大銀行は英國銀行資力の約半ば株式組織銀行の約八〇乃至八五%を占めるに至つた。これら集中化し、獨占化した獨占的銀行資本

は、その業務を短期金融の面に局限し、殊に商業金融の占める範圍は極めて顯著であつた。勿論工業金融に對しても銀行資本はマンチェスター、リヴァプール等の工業地區に於いてはその支店を通じて相當活潑な金融を行つたが、それは專ら産業上必要とする運轉資金に對する短期金融に終始し、事業創設、産業擴張等への長期金融は殆んどこれを行はなかつた。要するに五大銀行を中心とする獨占的銀行資本は、純然たる預金銀行の性格を有し、手形割引乃至は當座貸越なる金融業務を中心とし、工業金融の重心である固定的な長期金融は極力これを回避した。それをヒルファーディングの言葉を以てすれば英國の預金銀行は「流通信用」の領域に終始し「資本信用」の分野にまで侵入するものではなかつたのである。このことは株式銀行の有する有價證券の中、政府證券以外のものゝ極めて少い所にも現はれてゐる。今英蘭及びウェルズの株式銀行十六行の有價證券の內譯をみれば左の通りである。

（單位百萬磅）

	有價證券	政府證券	其他
一九二九	二六〇・七	二三二・五	二八・二
一九三〇	三〇三・四	二七五・六	二七・八
一九三一	三〇四・七	二七五・六	二九・一
一九三二	四九六・六	四五九・〇	三七・六
一九三三	五八七・六	五四四・一	四三・五

英國に於ける長期の國內産業金融は、かくの如く預金銀行によつて殆んど顧みられるところがなかつたが、更に又同時に投資銀行業の領域に於ても投資の對象とならなかつたことは、特に注目せられねばならない。卽ち投資業務を事業とする所謂シティ筋の發行商會、引受商會等も專ら外國の企業證券の發行乃至引受保證を行ひ、國內のそれには一向關與するところがなかつた。このことは第一次大戰後に於いて國際經濟戰に於ける英國産業の後退を結果するものとして國家的な問題となり、一九一七年には英國の海外投資及び國內長期金融を擔當する英國貿易會社が設立されたのであつたが、その業績も亦極めて不成

功であつた。

しからば英國に於いて國內長期產業金融の不振であつた原因は何處に求めらるべきであらうか。それには何よりも英國の歷史的經濟的事實の究明が行はれねばならない。即ち英國に於ける株式銀行は十九世紀の中葉より發達し來つたが、しかも當時に於ける先進國たる英國の富は急激に增加しつゝあつた。政治上、社會上の組織は安定し、國民の通貨への信賴感は高まり、更に小切手通貨の發達は貯蓄を銀行へ預入する有力な因子となつた。これらの事情は預金銀行の發達に大きな作用をし、英國に於ける銀行資本の中心勢力を預金銀行たらしめたのであるが、又一方產業方面よりの資本の需要が、特殊なる固定資本に必要なる性質のものでなかつたことは、この國の產業長期金融を發達せしめなかつた大きな原因であつた。即ち英國の產業資本は、十八世紀の後半早くも產業革命を經過したために世界の市場を獨占して莫大な利潤を獲得し、從つて產業の創設乃至擴張は專ら自己の蓄積資本によつて行ひ、金融機關よりの長期資金はあまり必要としなかつた。之に反し他の諸

國は、產業革命を遲れて經過したため、產業資本の自己蓄積は少く、產業近代化に要する資金は專ら英國に仰いだ。そのため英國の引受業者、證券業者は極めて利潤高き外國證券への投資業務を專業とするに至つたのであるが、しかも當時英國の國民的繁榮は高度であり、多額の遊金を有した國民は、自國產業への投資よりも、海外投資が遙かに高い利潤を獲得出來たために、國民の資金は滔々として海外に流れ、前章に示した如く、英國の海外投資は英國經濟存立の一大支柱を形成するほど大なるものであつた。

しかしながら英國產業資本の自立的發展は、その資本主義初期の優位性にも拘らず、世界が資本主義化され、更に第一次大戰後に行はれた產業合理化運動によつて、後進國が盛んに產業規模の擴張や大規模な會社の合併を行つた時にすら、英國に於いてはかゝる產業資本の合理化大規模化は行はれず、生產力は後進國に先を越されて行く結果となつた。かかる產業資本の小規模性、停滯性は、產業資本の自立性のために巨額の證券發行を行ひ銀行資本と結びつく必要のなかつたこと、そのことは又國民貯蓄の國內產業投資への道を見

出しえぬ結果となり、更に又國內市場よりも遙かに利潤多き海外投資市場の存在は、銀行資本及び國民貯蓄を、專ら海外投資に向けしめ、利潤少き國內企業への長期投資を回避せしめることになつたのである。

更に英國に於ける純然たる預金銀行の性格を特徵づけるものとして、この國の商業資本＝貿易資本の發展に注目しなければならない。前述の如き英國の產業資本の小規模＝小經營に對して英國の商業は一般に大規模であつた。特に英國の主要產業である紡績業に於ては分業が極度に行はれ、それは製品の種類によつて分業が行はれてゐるばかりでなく、その生產行程及び附屬工程が悉く分業化し、それが各獨立した企業として存立してゐた結果、一つ〳〵の企業は皆小規模＝小資本的存在であつた。それに對し、これら生產過程を通つて生產された完成品は、先進國として世界に廣大な市場を有したために、必然的に之を大量に買捌く大商業資本＝大貿易資本が早くより發展し、大商業資本家の努力とその活動範圍は極めて廣かつた。この大商業資本＝貿易資本は銀行資本より大量の短期資金を借

受け、これを仕入元たる小規模＝小資本產業に供給し、その對價として後者の製品を獨占的に仕入れた。しかしこれは決して產業資本の商業資本に對する封建的な問屋制的隷屬ではなく、勿論資本主義的關係であつたが、かくの如き英國に於ける商業資本の强大な勢力と產業資本の商業資本を通しての短期的運轉資金の利用は、英國銀行資本の商業資本への短期金融を有利且つ活潑ならしめ、英國預金銀行の短期預金業務の專業と云ふ分立主義を決定づけたのである。

極度に集中化し、獨占化した英國銀行資本の短期金融の領域は國內だけに止まらなかつた。尤も第一次大戰以前は、外國爲替業務並びに證券業務は專ら發行業者、引受業者、植民地銀行、外國銀行等が之に從事し、五大銀行は餘り之に關與しなかつた。しかるに大戰後の歐洲諸國の一時的通貨の混亂は、外國貿易を比較的安定した磅貨で行ふ傾向を生じ、更に獨逸に於ける破局的インフレーションはこの國の資本家をしてその資產を磅に換える要請を高め、更に大陸に於けるインフレーションを利用した英國貿易業者の活動は、五大

銀行の海外支店設置を發展擴大せしめ、英國銀行資本は國際金融場裡に於いても多大の勢力と利益を獲得した。しかしこゝに於いても五大銀行の業務は專ら短期金融のみを行ひ、一般に株式・社債の引受、發行等には關與しなかつた。

以上のべ來つた如く英國の銀行資本は著しく獨占化し集中化すると同時に、その行ふ業務は分立主義に基づいて專ら內外に於ける短期金融に終始したが、こゝで問題になるのはヒルファーディング的な意味で金融資本を銀行資本による直接的產業統制、乃至產業資本との資本的癒着と解するならば、英國には金融資本は存在しないと言はなければならないことである。しかし英國に於ける銀行資本は前述せる如く極度に獨占化してゐるのに對し、產業資本は小規模經營が壓倒的であり、從つて銀行資本の勢力は產業資本より遙かに强大で、しかもかゝる銀行資本が或は直接に、或は商業資本を通して產業資本に對し、短期金融ではあるが運轉資金を供給してゐること、更に銀行資本は中央銀行と直接的聯繫を保持し、中央銀行を通じて國民經濟を主導してゐる點からして、銀行資本の勢力は產業資

本を事實上支配し、國民經濟の主導權を握つてゐるわけであり、かゝる銀行資本を金融資本と呼ぶことは決して不當とは云へないであらう。

英國に於ける金融資本と產業資本はかくの如く互に癒着することなく、金融資本は產業資本の自立的發展とは別個にしかも優位に發展し來つた。かゝる結果產業資本は金融資本に資本的に隷屬することなく、產業資本としての獨立性を持ち、英國經濟の支柱の一つとして自己を發展せしめ來つたのであるが、又それ故にこそ英國產業資本の性格は小規模＝小資本に止り、生產性の低位と經營合理化の不徹底のために英國經濟の停滯性を特徵づけることになつたのである。今その一例を石炭業に於いて見れば、炭礦業は一九三五年の調査によれば、一〇〇人以下の坑夫使用炭礦は全體の五三％を占むるに對し、一、〇〇〇人以上の炭礦は僅か八・一％で、小規模經營が壓倒的である。この壓倒的小規模經營の、金融資本と資金的連繫を缺いた資本の不足はこの部門の機械化を極端に遲らせ、一九四四年機械掘は僅か七・二％、コンヴェヤによる石炭運搬は僅か一二％に過ぎなかつた。このこ

とは一九一三年—三八年の間に於てルール地方は六四%、ポーランドは五九%の出炭高の增加を示してゐるに不拘、英國に於ては僅かにその間の增加は一三%に止まり、更に米國の生產力に比較すれば一九三七年米國は六十萬の坑夫を以つて五億噸の生產を上げてゐるに對し、英國は七十萬の坑夫を以つて僅か二億噸に止まつてゐる狀態であつた。

今次大戰に於て英國は厖大な戰費を消費して勝利を勝ち得たが、それにも不拘戰後英國經濟に殘された現實は國內經濟＝產業生產力の破壞と、世界貿易からの轉落と、海外資產の全面的な喪失と、更に三十五億磅に上る外國よりの負債であつた。かくの如き悲境に陷つた英國が現在に於いて課せられた最大の課題は、第一次大戰及び第二次大戰を通じて急速に衰退しつゝあつた英國經濟の頽勢を挽回し再び帝國繁榮の夢を實現せんとするにあると云へよう。

かくてこの課題を解決するものは產業生產力の飛躍的擴充であり、又それを解決するものは停滯的英國產業構造の一大變革の必要であつた。そして英國は、この任務を戰勝首相

チャーチルに代つて勞働黨に課したのである。英國の勞働黨は決して勞働者を主班として急進的社會主義を實現せんとする政黨ではない。それは所謂勞働貴族を地盤とするものであり、更にこれに進步的產業資本家、進步的知識階級、官吏、軍人等を含んだ一種の國民黨であり、產業資本と勞働階級及び一般國民の協調により重要產業の社會化、勞働條件の向上を中心として漸進的社會主義、改良的資本主義を標榜した進步的イデオロギーを持つ政黨であり、金融資本を代表する保守黨と著しく對比されるのである。この國の勞働階級が佛蘭西に於ける如き勞働者自身の利益を代表した政黨を發展させ得なかつた事情は、英國が先進國たる故に產業資本が十分なる利潤を海外市場から獲得しえたために、勞働組合運動の經濟的要求を多分に實現しえたためであり、產業資本は勞働者の上層部を勞働貴族化し、勞働貴族をして勞働者と自己の摩擦の防遏手段たらしめたことは、この國の產業資本と勞働階級との政治的鬪爭を防止し、勞働階級の經濟的要求も漸進的に實現されて行つたのである。

かくの如き性格の勞働黨は戰後經濟の速かなる復興に必要な停滯的產業構造の打破、即ち企業集中による經營の合理化、戰時中老朽した設備、機械の補塡、修理、設備の近代化の即時實行、生產技術の世界的水準への向上等、かゝる戰後の國家的要請を中心とし、しかもこれら要請の實現を小資本の個別的產業資本に課することは不可能とし、こゝにその解決策として重要產業の資本主義經營を否定し、その經營を國家に移し企業の社會化を行ふに至つたのである。しかし勞働黨の政策はその政策上飽く迄も社會改良的であり、資本主義の修正である。從つて企業の社會化は全產業部面に亘る徹底したものではない。

寧ろ勞働黨の政策の重點は反動的、保守的な金融資本への統制を强化し、從來の如き國內產業資本と乖離した金融部面の活動を制禦し、產業の社會化、及び重點產業中心主義の勞働黨の政策に必要な資本の合理的配分を行はしめんとするにある。こゝに英國經濟復興を目的として國內產業資本と金融資本との合理的な連繫を企だてんとする勞働黨の役割があるのであるが、一方金融資本の立場からしても、海外市場に於ける米國の優位性、植民

地の資本主義化は、英國金融資本の海外市場を狹隘ならしめ、更に國內に於ける產業資本の多額の資本の要求は、短期金融中心の英國預金銀行を長期金融の面へも進出せしめることを有利にするに至るであらう。こゝに產業資本と金融資本は、國家を介在として英國經濟再建のため、協調を强化せんとしてゐるのである。

かくて勞働黨は一九四六年初頭先づ投資統制法、產業許可制度及び英蘭銀行の國有化を實現するに至つた。

(二) 英蘭銀行の國有化

(イ) 國有化の意義

資本主義が成熟し、產業資本の段階より金融資本の段階に立至ると、資本主義經濟機構の變動は、金融資本の信用操作によつて多大の影響を蒙るが、殊に金本位制度離脫後に於ける管理通貨制度の採用は、その管理者が金融資本である場合には金融資本はその本來の

信用政策と通貨政策をもつて一國經濟を左右し又支配する。この場合、金融資本は中央銀行と密接な連繫をとり、中央銀行を通して通貨政策並びに重要なる信用政策を實施するが、中央銀行は國家的機關であり、その行ふ業務は、例へば政府債の發行、公債の償還、利拂、金準備の保管、手形の再割引、割引利率の變更等の極めて公的性格を有するために、中央銀行の信用・通貨政策は、一國の產業活動並びに一般國民の經濟活動に直接的な作用を及ぼす。かゝる公的性格をもつ中央銀行が私的經營にゆだねられ、金融資本と密接な關係を有して金融資本の一國經濟支配の手段として、又その利害を代表して、通貨・信用政策を遂行することは、經濟の復興を企圖し、生產力の飛躍的發展を經濟機構の社會化、合理的統制によつて行はんとするこの國にとつて、極めて不適當なものであることはいふまでもない。

英國の勞働黨は、かゝる觀點から既に久しい以前より中央銀行の國有化を主張し來つたが、一九三二年全世界を蔽つた恐慌のさなかにレイスターに於いて開かれた黨年次大會で

英蘭銀行國有化を日程にのせ、これを議決したが、その根據として述べられたものを要約すると次の如きものである。

「英蘭銀行は英國金融制度の中軸をなしてゐる。しかるに同行の資本は私人に所有され、總裁、副總裁は實際の慣習上同行理事により任命され、またその理事は事實上彼等自身で任命するものである。そして理事の多くはロンドンの金融業者と連繫を有してゐる。彼等は如何なる公的機關にも責任を負ふことがない。英蘭銀行はそれ自身の特許狀を有する私的機關であり、紙幣の發行、金に關する若干の義務及びその他二、三の餘り重要ならざる問題についてのみ議會法に服するに過ぎない。また同行の政策は、最も一般的な事項以外には議會から批判を受けず、その活動についても議會の質問を受けることがない。それにも拘らず英蘭銀行の權限は甚だ大きい。同行は政府の銀行であり、政府の預金を預り、政府に時々貸金をなし、政府債を發行し、公債の償還及び利拂等を掌どり、英國の金準備を保管する。更に又同行は株式銀行の殘高を預り、割引步合を變更し、公開市場操作

を通じて信用を擴張し、或ひは制限し、以て就業を増加或ひは減少することが出來、勞銀及び生活水準の上に强力なる影響を與へることが出來る。同行總裁は諸大臣及び大藏省と絶えず接觸して、單に金融問題に就て政府に勸告するのみならず、時としては政府提案の政策を事實上否定すると稱されてゐる。」

以上詳細に說明せられてゐる如き英蘭銀行の私的所有者と公的業務との矛盾は、英國產業資本の要求を代表し、英國經濟の再編制を行はんとする勞働黨にとつて明らかに否定さるべきものである。

しかしながら、英蘭銀行の國有化は決して金融資本の全面的勢力排除とはみるべきでなく、金融資本の歷史的優位性を規定づけた國際的金融資本としての役割が、第二次大戰による決定的な打撃のために喪失され、金融資本としての今後のあり方が、國內金融を主とし、國內產業と協力して英國の經濟的回復を助長し、かくして再び世界的優位性を保持せんとする方向にあるものと考へられる。かくして中央銀行の國有化を通じて、產業資本と

協調することにより、金融資本としての產業資本への支配を再確立せんとする所に、英國金融資本の動きをみなければならない。

(ロ) 英蘭銀行法

英蘭銀行公有化法は全文六ヶ條、第一、第二、第三附屬書からなり、先づ第一條は大藏省への株式の讓渡を規定してゐる。

即ち英蘭銀行の資本株式は、全部大藏省が命令をもつて任命するものに、その者が大藏省のために保管するため讓渡される。(第一條第一項a)これに對して大藏省は三分利付政府公債を發行し、(同條第一項b第二項)株主は所有株百磅につき額面四百磅の政府公債を受取る。これによつて得られる株主の收益は一九四五年三月三十一日までの過去二十ヶ年間の平均株式配當率十二％と照應して同率となつてゐる。(同條二第項) このため政府は、資本總額一千四百五十五萬三千磅の補償に要する五千八百二十一萬二千磅に上る長期債を發行することになつた。更にこれが償還は一九六六年四月五日またはそれ以後の日に三ヶ月以

上の公告期間の後に行はれる（同條第三項）。しかしてこれに要する費用のため、同行は毎年四月五日又び十月五日の二回八十七萬三千百八十磅、または大藏省と本行間で隨時協定される金額を株式配當の代りに大藏省に支拂ひ、兩者のバランスを取ることになつてゐる（同條第四項）かくて株主は國民の負擔に於て補償されるわけであり、ここにも株主たる金融資本の强さがあらはれてゐる。次に第二條は理事會に關する改革を規定してゐる。卽ち從來總裁、副總裁は一萬七千名の株主とは何等關係のない理事會によつて任命され、その理事會は總裁の個人的撰擇によつて獨裁的に選任され、又理事の多くは大金融資本と直結したものであつた。かくの如き舊來の金融資本的理事會制度の改革は必然で、國有化の結果は從來の理事二十四名が十六名となり、任期は總裁が五年、理事は四年となつた。但し再選は妨げない（第二條第二項及び第二附屬書）。總裁、副總裁及び理事は國王が任命することになり（第二條第二項）、その選出分野は規定されてゐないが、勞働黨の性格よりして産業資本、金融資本及び勞働組合の代表及び學識經驗者等の各方面の代表者によつて構成され

るものと考へられる。

第三條は組織と權能を規定し、本行が今日まで一法人として、その存立期間に關して定められてゐた諸規定がいづれも効力を失ふことが定められ、更に指定された日以後、國王陛下は本行の法人組織に關するもの以外の本行の特許狀を廢棄する事が出來、しかして爾後は本條別の規定に從ひ、本行は隨時國王陛下によつて允許せられ、理事會が本行のために受諾した特許狀にもとづき、組織、規制されると規定されてをり、舊來の特許狀が廢棄されて新たな特許狀が與へられることになつたが、國有化の場合、法人たる身分には變りないとしても特殊な法人としての性格をもつわけである。

次に第四條は大藏省の指令に關する條項で、その第一項は大藏省が公益上必要と認めた場合本行に對しいつでも指令を發令することを規定し、國家的機關としての中央銀行の色彩を强く現はしてゐる。更に第四條第三項は本銀行法中最も重要にして、劃期的意義をもつもので、その條文は「本行は公益上必要ありと認めた場合、銀行業者に情報を求めたり

勸告をしたりすることが出來る。また大藏省から權限を與へられたときには、かゝる請求權や勸告の效力を確保するためいづれの銀行業者にたいしても、指令を發することが出來る。」と云ふのである。

元來英國に於ける市中銀行の勢力は强く、殊に五大銀行への銀行の集中が强力に行はれた二十世紀以後に於ては、英蘭銀行の通貨政策を通じての市中銀行支配は微力となり、五大銀行が强大な資本力をもつて支拂準備金をも自らの手に保持するに至つては、英蘭銀行は金融資本の全き傀儡となつた。しかも近代資本主義に於ては如何なる產業も銀行からの信用なしには存續、發展をのぞみえず、更に國家が計畫經濟を遂行せんとする場合、國家は當然市中銀行に對しても支配を確立しなければならない。殊に英國に於ける金融資本の歷史的性格が、前にも述べた如く、商業資本的で短期信用にのみ專念した事實をもつてすれば當然である。かくの如き理由から英國勞働黨は預金銀行の國營をも年來主張してゐたのであるが、未だ金融資本の勢力の强い今日の英國に於いて、それは到底實現不可能であ

り、隨つて何等かの支配的關係を規定しなければならない勞働黨としては、中央銀行の國有化を通じて、中央銀行による預金銀行の統制と云ふ手段を見出したわけである。これにつきドールトン藏相は

「勞働黨の產業計畫遂行のためには、金融界の共同及び大藏省、英蘭銀行、普通銀行の協力がなければならない。そしてこれらの活動は、國家的利益のために特に產業的利益のために調和されなければならない。かくて普通銀行の經營は重要な國家的意義を持つと云はねばならない。分別あり達識のある更に公共心豐かな大銀行幹部が自分の責任を意識して自覺することを期待して本規定を掲げたのである」と說明してゐる。

しかしながら本條項に對してすら金融資本を代表する保守黨が猛烈に反對し、遂に追加修正が行はれるに至つたことは、英國に於ける金融資本の勢力の强大さを示すものに他ならない。

その修正條項は

（a）かゝる請求や勸告は銀行業者の個人の特定の取引先の事務に關しては行ふことが出來ない。

（b）どんな指令が發せられる場合でも、大藏省はその發令を英蘭銀行に認可するまへに、その指令に關係ある銀行業者、または、それを代表すると見做される者にたいし指令の事項に關して陳情の機會を與へることとする。

—かくの如き修正をうけたにも拘らず、本條項の重要性は極めて大きく、英蘭銀行の市中銀行支配の一歩は確立されたとみるべきで、そこにこそ勞働黨の主張する國有法の意義、産業資本と金融資本の國家を通しての協調が認められるのである。

四、結　論

以上の如く英蘭銀行の國有化を初めとし、その他重要産業部門を中心として英國經濟の社會化は勞働黨政府によつて漸次軌道に乘りつゝあるが、そのことは直ちに社會主義的政策の斷行ではなかつた。それは貧弱化せる英國經濟の存續、維持をその究極の目標としてゐるが故に、資本主義社會の體制の全面的否定と謂ふ急激な社會變革は行はず、資本主義社會體制の枠内での生産性の高揚と云ふ要請に應ずるための最低限度のものである。そのことはエコノミスト誌の論ずるごとく「經濟分野に於ける政府の活動は企業を抑制するものではなく、刺戟を與へるものであり、國家の計畫經濟は自由を制限するものではなく、これを伸長するものである」のでありその基調は飽く迄も資本主義的なものに止り、これが修正を限度とするものに外ならない。そのことは英蘭銀行國有法に規定する株主の優遇

にもみられる如く、要するに國際金融資本としての優位性を喪失した金融資本が、産業資本と協調することによつて金融資本の再編制を行はんとする意向と、勞働黨によつて代表される産業資本、勞働階級が國家的發展のために、必要不可缺の部門の社會化により産業の飛躍的發展を計らんとする意向との苟合であり、妥協であつたわけである。このことは佛蘭西に於ける銀行國有法の徹底せる民主化の規定と比較する時、如何に國有法の内容が保守的なものであるか、明確である。又それなるが故に勞働黨の採る企業國營化の基本線に關しては、何等强硬な異議が出ず、企業國營化が今の所順調に進められてゐるのであり、しかもその國營化の對象は生産性の極度に低い部門にのみ限られてをり、從つて現在その生産性の點に於て特に缺陷を有せざる鐵鋼の國營化に對しては、既に相當批判が行はれて居り、勞働黨政府の鐵鋼國有案はその論據薄弱であり、國有化によつて何等利益するものではないと論難され、かくして英國經濟を推進する資本主義體制の限界線は未だ根强く維持されてゐる。しかし英國經濟の再編成が既に屢々述べられた如く、英國資本主義經

濟の構造的轉換であり、資本主義體制の枠内での修正に於てはその完全なる再建は構造的に不可能であり、その方向は好むと好まざるとに拘らず、社會主義化への傾向に向はざるを得ないことは否定しえない所である。それは資本家の資本主義的體制の維持の希望にも不拘、英國經濟構造の要請する所のものである。しかもその客觀的な要請をそのまゝ實現しえぬ現在の英國經濟社會化の不徹底な性格こそ、英國經濟の今後に殘された大きな課題である。

附錄

（一）一九四六年英蘭銀行法

英蘭銀行ノ株式ヲ公有トシ、同行ヲ公共管理下ニ置キ大藏省、英蘭銀行、及ビ其他ノ銀行トノ關係ニ就キ規定ヲ定メ且上記諸事項ニ關聯スル目的ノ爲ノ法律（一九四六年二月十四日）

國王陛下及ビ本議會ニ召集セラレタル上下兩院ノ協賛ヲ經テ且其ノ權限ニ依リ之ヲ制定ス。即チ次ノ如シ

第一條．大藏省ヘノ株式讓渡 (Transfer of Stock to Treasury)

（一） 指定期日ニ於テ

イ、本行ノ現在ノ株式（以下「銀行株式」ト稱ス）ノ全額ハ本項ニ依リ一切ノ信託、負債及ビ法的責務ニ拘ラズ大藏大臣ガ命令ニ依リ指定スル者ニ讓渡セラレ其ノ者ハ大藏省ニ代リ之ヲ保管スベシ。

ロ、指定期日直前ニ於テ銀行株式ノ所有者トシテ銀行ノ帳簿ニ登錄セラレ在ルモノニ對シ大藏省ハ此ノ目的ニ依リ發行スル相當額ノ證券（以下「政府證券」ト稱ス）ヲ交付ス。

（二） 政府證券ハ利率年三分トス。交付セラルベキ政府證券額面ハ指定期日直前ニ於ケル登錄銀行株主ノ所有銀行株式ニ對シ其ノ所有者ガ何人タリトモ一九四五年三月三十一日ニ至ル二十年間ニ於テ平均年配當金トシテ支拂ハレタルト同額ノ利子ガ支拂ハルル如キ額タルベキモノトス。

（三） 政府證券ハ一九六六年四月五日以後ロンドン・ガゼット紙上ニ三箇月ヲ下ラザル豫告ヲ以テ其旨公告セル後大藏省ハ何時タリトモ額面價格ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ

得。

（四） 指定期日以後ニ於テハ銀行株式ニ對スル配當ハ之ヲ行ハズ。但シ配當金ニ代ヘ本行ハ毎年四月五日及十月五日八十七萬三千百八十磅或ハ其ノ都度大藏省ト協議ノ上定ムベキ右額內外ノ金額ヲ大藏省ニ納付スルモノトス。

（五） 本法ノ第一細則ニ列擧セル附隨並追加規定ハ前項ノ規定ニ從ヒ政府證券及大藏省ニ納付スベキ金額ニ關シ之ヲ適用ス。

第二條 銀行重役會 (Court of Directors of the Bank)

（一） 指定期日直前迄本行ノ總裁、副總裁、及理事ノ職ニアリシ者ハ凡テ指定期日ニ於テ退職シ、以後重役會ハ總裁一名、副總裁一名、理事十六名ヲ以テ構成セラルルモノトス。

（二） 總裁、副總裁及重役會ノ其他ノ役員ハ國王陛下之ヲ任命ス。

（三） 本法ノ第二細則ニ於テハ重役ノ任期、資格、就任並ニ重役集會 (Meeting of the

Court) ニ關スル規定ヲ定ムルモノトス

第三條 銀行ノ構成及權限ニ關スル概要規定 (Consequential provisions as to Constitution and Powers of the Bank)

（一） 法人トシテノ本行ノ存續期間ヲ制限スル如何ナル法令モ其ノ適用ハ停止セラルベシ。

（二） 指定期日ヨリ本行重役會ノ役員ハ銀行株式ヲ所有スルト否トニ拘ラズ上記法人ノ役員タルモノトス。從ツテ上記法人ノ役員ハ大藏省ニ代リ一時銀行株式ヲ保有スルモノト共ニ當分ノ間重役會ノ役員タルベシ。

（三） 指定期日以後國王陛下ハ本行ノ設立ニ關スルモノヲ除キ、英蘭銀行特許狀ノ全部又ハ一部ヲ廢止スルコトヲ得、爾後本法ノ規定ニ從ヒ銀行ハ前述ノ特許狀中取消サレザル規定、及ビ時ニ應ジ國王陛下ニヨリ裁可セラレ銀行ニ代リ重役會ノ受諾セル英蘭銀行特許狀ニ基キ構成サレ規制セラルベシ。

（四）本法第三細則ニ掲グル諸規定ハ指定期日以後ニ於テハ同細則第三欄ニ明記セラレタル處ニ從ヒ廢止セラルルモノトス。

第四條　英蘭銀行ニ對スル大藏大臣ノ指示及ビ同行ノ他ノ銀行ニ對スル關係（Treasury directions to the Bank and relations of the Bank with other Banks）

（一）大藏大臣公益上必要アリト認ムルトキハ本行總裁ニ諮問ノ上何時タリトモ本行ニ對シ命令ヲ發シ得ルモノトス。

（二）本行ノ諸事項ハ現在施行中ノ英蘭銀行特許狀及之ニ基ク內規ノ定ムル條項ニ依リ前項ノ命令ニ從ヒ重役會之ヲ處理スルモノトス。

（三）本行公益上必要アリト認ムルトキハ諸銀行業者ヨリ報告ヲ徵求シ、又ハ諸銀行業者ニ對シ勸告ヲ爲シ得ルモノトス、又大藏大臣ヨリ權限ヲ與ヘラレタル時ハ、報告ノ徵求並ニ勸告ノ實行ヲ確實ナラシムル目的ヲ以テ如何ナル銀行業者ニ對シテモ命令ヲ發シ得ルモノトス。

但シ

（イ）斯ル報告ノ徵求及ビ勸告ハ銀行業者ノ個々ノ取引先ニ關スル事項ニ關シテハ爲スコトヲ得ズ。

（ロ）大藏大臣ハ斯ル命令ヲ爲ス權限ヲ與フルニ先立チ、該銀行業者又ハ其代表者ニ對シ事情具申ノ機會ヲ與フルモノトス。

（四）前記條項ニ從ヒ銀行業者ニ對シ文書ニ依リ勸告又ハ命令ガ爲サルルニ先立チ、大藏大臣公益上秘密保持ヲ要スルコトヲ認メ、勸告又ハ命令ト共ニ證明書ヲ傳達シタル時ハ該勸告又ハ命令ハ一九一一年公務秘密保持法（The Official Secret Act, 1911）第二節（其後ノ法令ニ依ル修正ヲ含ム）ノ目的ニ照シ、國王陛下ノ下ニ公職ニ在ルモノニ依リ銀行家ニ付託セラレタル文書ト見做ス。從ツテ一九一一年—一九三九年公務秘密保持法ノ規定ノ適用ヲ受クルモノトス。

（五）前條ニ規定セラレタルモノノ外、本條第三項ニヨリ銀行ニ對シ爲サルル報告ノ徵

求、勸告又ハ命令ニ付キ一九一一年―一九三九年秘密保持法　（The Official Secret Act, 1911 to 1939）ノ諸規定ハ適用ナキモノトス。

（六）　本條ニ「銀行業者」（banker）トハ大藏省令ニ依リ本條規定ノ銀行トシテ定ムベキ銀行業務ヲ行フ者ヲ指ス。

（七）　前項命令ハ爾後ノ命令ニ依リ之ヲ變更又ハ廢止スルコトヲ得。

（八）　本條ハ指定期日ヨリ施行セラルベシ。

第五條　用語ノ規定　（Interpretation）

（a）　本法ニ於テ「本行」（The Bank）トハ英蘭銀行ヲ指ス。

（b）　指定期日トハ大藏省令ヲ以テ指定スル日ニシテ本法通過ノ日ヨリ三箇月以内ノ日ヲ指ス。

第六條　略稱　本法ハ一九四六年英蘭銀行法（The Bank of England Act, 1946）ト稱ス。

（第一細則）　政府證券並ニ本行ヨリ大藏省ニ納付スベキ金額ニ關スル附隨並ニ補足規定

一、政府證券ノ元本及ビ利子並ニ其ノ發行又ハ償還ニ關シテ生ズベキ費用ハ聯合王國公債整理基金　（Consolidated Fund of United Kingdom）　又ハ該基金ヨリ生ズル果實（本細則ニ於テハ以下整理基金ト稱ス）ヲ以テ支辨セラルルモノトス。

二、各會計年度ニ於ケル政府證券管理ニ關スル支拂額ハ大藏省、本行及ビ愛蘭銀行トノ間ニ個々ニ協定ノ上、整理基金ヨリ引出シ各行ニ對シ支拂ハルルモノトス。

三、政府證券ノ利子ハ毎年四月五日並ニ十月五日ニ之ヲ支拂フモノトス。

四、政府證券ニ對スル半ケ年間ノ利子ハ指定期日後前項ニ定メラレタル期日初メテ到來セルトキ支拂ヒ得ルモノトシ該利子ハ當該日ニ先立ツ六ケ月ノ全日數ニ付キ生ジタルモノト看做サル。

五、政府證券ノ利子ハ國債ニ對スル「經常歳出費」ヨリ支拂ハルルモノトス。

六、一九四二年會計法第四十七條（本條ハ同法第十一細則第一部ニ掲グル公債及ビ登錄

證券ノ讓渡登錄ニ關スル規定作成ノ權限ヲ大藏省ニ附與スルモノナリ）並ニ指定期日直前本條ニ基キ定メラレタル規定ハ、政府證券ガ同法第一部ニ掲ゲラレ、且右諸規定ノ適用ヲ受クル公債ノ一ツナリトシテ、政府證券ニ關シテモ適用セラルルモノトス。

七、本行帳簿ニ本行株式ノ所有者又ハ之ヲ共有スルモノトシテ登錄セラレアルモノ指定期日前ニ死亡セルトキハ其ノ者又ハ其者及其共有者ニ對シ發行セラルベキ政府證券ハ夫々ノ場合ニ應ジ其ノ者ノ代理人或ハ共有者中ノ生存者又ハ最後ノ生存者ノ代理人ニ正當ニ發行セラレタルモノト看做ス。尙管財人並ニ指定遺言執行人ノ場合ニ於テモ本項ハ指定期日後迄其ノ代理ニ關スル認可無キ時ト雖モ效力ヲ有スルモノトス。

八、本行株式ニ代リ發行セラレタル政府證券ハ、指定期日前本行株式ガ保有セラレタルト等シキ權利又ハ信託關係ニ於テ且等シキ權限、特權、規定、費用、制限及ビ義務ヲ條件トシテ保有セラルルモノトス。本行株式ノ處分又ハ之ニ效力ヲ及ボスベキ如何ナル行爲、意志、命令、委任、催告、證文、遺言又ハ其ノ他ノ處分モ有效ニシテ取消サ

ルルコト無ク、該證書又ハ處分ハ其ノ場合ニ應ジ代替セラレタル政府證券ノ全部又ハ一部ニ付有效ナルモノトス。

九、受託者、指定遺言執行人其ノ他總テ本行株式ニ關シ若クハ受託ノ權限ヲ有スル保有者ハ本行株式ニ代リテ發行セラレタル政府證券ノ保有、處分其ノ他ノ取扱ニ付キ本行株式ニ關スルト全ク同樣ノ取扱ヲナスコトヲ得。

十、一九三九年國債法第二細則第三、四、五項（同法ニ基キ發行セラレタル證券ニ或種ノ規定ヲ適用スルモノ）ハ政府證券ニ關シテモ之ヲ適用ス。

十一、政府證券ニ關シテハ本法ノ目的ニ反セザル限リ一八七〇年國家負債法（The National Debt Act, 1870）ノ規定ガ適用セラルルモノトス。

十二、大藏省ハ本法第一條ニヨリ政府證券償還ニ要スル資金調達ノ目的ヲ以テ一九三九年國債法（The National Loan Act, 1939）ニ基ク如何ナル方法ニヨツテモ資金調達ヲナスコトヲ得。而シテ本項ニ基キ資金調達ノ爲メ發行セラレタル證券ハ執レモ該法ニ

基キ發行セラルベキ凡テノ目的ノ爲メ發行セラレタルモノト見做ス。

十三、本行株式配當金ニ代リ本行ヨリ大藏省ニ納付セラレタル金額ハ國庫ニ拂込マレ、大藏省ノ指示スル時期ニ整理基金ヨリ拂出サレ、大藏省ヨリ本項ニハ關係無ク經常國債費ヨリ支拂ハルベキ何レノ利拂ニモ流用セラルルモノトス。

十四、本行ノ收益ニ對シ所得税ヲ賦課スルニ當リテハ當該課税年次ニ於テ本行ヨリ大藏省ヘ納付セル前項ノ金額ハ收益ヨリ控除スルコトヲ認メラルルモノトス。

（第二細則）重役會ニ關スル補足規定

一、總裁及副總裁ノ任期ハ五箇年トス

二、理事ノ任期ハ四箇年トシ、毎年指定期日ノ相當日ニ於テ理事四名退職スベキモノトス。

但シ指定期日ニ就任セル理事中四名ハ第一周年ノ指定期日迄在職後退職、四名ハ第二

周年ノ指定期日迄在職後退職、四名ハ第三周年ノ指定期日迄在職後退職スル如ク任命セラルベシ。

三、總裁、副總裁又ハ理事ノ職ニ在ルモノハ其職ニ再任又ハ此等何レノ職ニ再任セラルルコトヲ妨グズ。

四、左記ニ該當スルモノハ總裁、副總裁又ハ理事タル資格ヲ缺クモノトス。

（イ）下院議員、國務大臣、又ハ議會ノ議決ニヨル費目ヨリ報酬ヲ受クル政府各部ノ官吏

（ロ）一九一四年乃至一九四三年施行ノ英國々籍並外國人身分法（British Nationality and Status of Aliens Act, 1914 to 1943）ノ規定ニ該當スル外國人。

（ハ）英蘭銀行特許狀ニ規定セラレタル無資格者。

尙前記各號ノ規定ニヨリ資格ヲ喪失セルモノハ其ノ地位ヲ退クベシ。

五、前項ノ規定ニヨリ或ハ死亡又ハ辭職ニヨリ理事ニ缺員ヲ生ジ、缺員補充ノ爲メ任命

セラレタル者ハ前任者ノ豫定任期中其職ニ就任セル後退職スベキモノトス。

六、當銀行ニ專任スベキ理事ハ四名ヲ超ユルコトヲ得ズ。

七、本法ノ規定ニ從ヒ英蘭銀行特許狀ヨリ本項ニ關スル諸事項ガ規定セラルル迄、左記ノ規定ハ指定ノ期日後開催セラルル重役集會ニ對シ適用セラルルモノトス。

（イ）重役集會ハ總裁又ハ副總裁其ノ定ムル方法ニヨリ召集スルコトヲ得。

（ロ）定員ハ總裁又ハ副總裁及ビ八名以上ノ理事ヨリ成ルコトヲ要ス。

（ハ）定員ノ出席アリタルトキハ重役中ニ缺員アル時ト雖モ重役會其職ヲ行フコトヲ得。

（第三細則）本細則ニハ本法案ガ其一部又ハ全部ノ廢止ヲ提案セル一六九四年乃至一八九二年ニ成立セル十一ノ法令ヲ列擧ス。

（二）英蘭銀行特許狀

一九四六年三月一日

第一條　舊英蘭銀行特許狀ノ一部廢止

指定期日ヨリ一六九四年七月二十七日付英蘭銀行特許狀（英蘭銀行ノ設立、其資本金ノ構成、並ニ英蘭銀行ガ行印、土地、其他ノ財產ノ所有及訴訟ニ關シテ有スル權限ヲ除ク）及一八九六年八月十九日付英蘭銀行追加特許狀ハ廢止セラルベシ。

第二條　大藏省ノ指定スルモノヘノ株式讓渡

大藏省一九四六年英蘭銀行法第一條ニヨリ英蘭銀行株式ノ全部又ハ一部ヲ大藏省ノ指定セル者ヨリ大藏省ノ指定セル他ノ者ニ讓渡スルコトヲ命ジタルトキハ該株式ハ讓渡證書ナシニ其ノ者ニ讓渡セラレ其ノ者ニヨリ大藏省ニ代リ保管セラルベシ。

第三條　重役會ハ職員、雇員及代理人ヲ選任、解任シ、ソノ報酬、執務條件及其他英蘭銀行ノ秩序並ニ經營ニ必要ナリト判斷スル諸事項ヲ決定ス。

第四條　內規制定ノ權限

舊英蘭銀行特許狀及追加特許狀ニ基キ制定セラレタル英蘭銀行ノ內規ハ、指定期日ヨリ效力ヲ失ヒ、重役會ハ英蘭銀行ノ良好ナル秩序ト經營ニ必要ナル內規ヲ制定シ、制定セル內規ヲ改廢、補足スル權利ヲ有スベシ。

但シ內規及其ノ改廢補足ハ法律及法令或ハ英蘭銀行特許狀ノ定ムル規定ニ反セザルコトヲ要ス。

第五條　重役會ノ運營

重役會ハ重役中缺員アルモ運營シ得ルモノトス。又小委員會ヲ運營スル權限及斯ル小委員會及重役會ノ構成員、行員、雇員、代理人ニ對シ其時ニ應ジ適當ト考フル權限、義務ヲ代表セシムル權限ヲ有スベシ、重役會ハ少ク共每週一度集會スベシ、但シ總裁（總裁不在ノトキハ副總裁）必要ト認メタルトキハ何時タリトモ豫告セル後之ヲ召集シ得ルモノトス。

第六條　重役集會

重役集會ノ運營ハ以下ノ規定ニヨルモノトス。

（一）九名以上ノ重役出席スルコトヲ要ス。

（二）總裁、總裁不在ノトキハ副總裁議長タルベシ。總裁、副總裁共ニ出席ナキトキハ或ハ總裁及副總裁定刻後十五分間經過スルモ出席セザルコトヲ、出席中ノ全理事認メタルトキハ、出席セル理事ハ出席理事中ヨリ一名ヲ選出シ議長トナスコトヲ得。集會ノ決議ハ總裁、或ハ副總裁出席アリタルト同樣ニ總テノ目的ニ對シ正當且有效ナルモノトス。

（三）總裁、總裁缺席ノトキハ副總裁、或ハ總裁、副總裁共ニ缺席ノトキハ選出セラレタル議長ハ票決ニヨリ贊否同數ナラザル限リ票決權ヲ有セザルモノトス。

（四）集會議事錄、重役會ニ於ケル決定事項ハ書記長或ハ副書記長又ハ其ノ補助者ニヨリ保存ノ爲メ筆錄セラルベシ。

第七條　誓約ノ作成

英蘭銀行ノ總裁、副總裁或ハ理事ヲ任命セラレタルモノハ本特許狀ノ細則ニヨリ誓約ヲ爲ス迄其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ズ。誓約ハ司法大臣、大藏大臣、大審院長、英蘭銀行總裁、副總裁ノ内一名ノ面前ニテ或ハ前任總裁又ハ副總裁ニ面前ニ於テ爲サルベシ。總裁、副總裁、理事任命セラレタル際英本國内ニ在ラザルトキハ本特許狀ニヨリ要スル誓約ハ外國ニ於テハ英國主權代表者、英國自治領ニ於テハ長官、英國植民地ニ於テハ總督ノ面前ニシテ爲シ得ルモノトス。

第八條　重役ノ退任

一九四六年英蘭銀行法第二細則第四項ノ規定ニ拘ラズ、次ニ揭グル場合ハ總裁、副總裁又ハ理事ハ其ノ資格ヲ喪ヒ職ヲ退クベシ。

（イ）精神異常ヲ來シ或ハ健全ナル精神ヲ失ヒタルトキ。

（ロ）破產、支拂不能或ハ債權者ト示談ノ事實アリタルトキ。

（ハ）罪ヲ犯シ、重役會大藏大臣ノ認可ヲ得テソノ退任ヲ決定セルトキ。

（ニ）重役會ノ承認ヲ受クルコトナクシテ引續キ六ケ月間重役集會ヲ缺席シ、重役會大藏大臣ノ認可ヲ得テソノ退任ヲ決定セルトキ。

（ホ）重役會ニ辭表ヲ提出セルトキ（辭表ハ重役會ヨリ大藏大臣ニ進達セラルベシ）

第九條　重役ノ利害申告

總裁、副總裁、理事、英蘭銀行トノ取引及業務ニ關シ直接又ハ間接ニ利害ヲ有スル場合ニハ、斯ル取引或ハ業務ニ交涉或ハ處理ノ任ニアル該總裁、副總裁、理事ハ重役會ニ對シ自己ガ利害關係アルコトヲ申立ツルコトヲ要シ、關係事項ニ付テハ票決權ヲ有セザルモノトス。

但シ重役ハ斯ル取引或ハ業務ニ關係アル會社ノ總株數ノ一％以下ヲ所有スルコトニ依リ斯ル取引或ハ業務ニ利害關係ヲ有スル者ト認メラルルコトナシ。

第十條　討議事項ニ利害關係アル重役ノ退席

重役集會ニ於テ、重役ニ關スル問題ノ提起アリタルトキハ該重役ハ右事項ニ關シテハ票決權ヲ有セザルモノトシ且自己ニ關スル問題ニ付討議ノ間退席シ缺席スルモノトス。

第十一條　重役ノ專任

(一)　總裁及ビ副總裁ハ英蘭銀行ノ職務ニ專任スルモノトス。

(二)　重役會ハ各自ノ任務未了部分ヲ超エザル期間ニ於テ、四名以內ノ理事ニ對シ其ノ專任ヲ命ズルコトヲ得。專任ヲ命ゼラレタル理事ハ常務理事若クハ重役會ガ場合ニヨリ適宜決定セル名稱ヲ以テ呼稱セラルベシ。

第十二條　重役ノ報酬

(一)、總裁、副總裁及理事ハ重役會ニ於ケル或職務ニ對シ本特許狀施行前ト同類ノ俸給卽チ總裁二千磅、副總裁千五百磅、理事五百磅ノ年俸ヲ支給セラルルモノトス。

(二)　總裁、副總裁及ビ常務理事ハ重役會ノ決定ニ依リ前記ノ俸給ノ他、其ノ專任ニ對スル加俸ヲ給サルルコトヲ得ルモノトシ、重役會ハ現ニ常務理事ノ職ニ在ル者及常務

理事ノ職ニアリタル者ニ對スル年金若クハ退職金ノ支拂ニ必要ナル資金ノ積立、維持、支拂ヲナスコトヲ得。

第十三條　行印ノ保管並ニ使用

行印ハ三箇ノ鎖鑰ヲ以テ嚴重ニ保管セラレタル三名ノ理事各箇ニ之ヲ保管スルモノトス。

行印ハ重役會ノ命令ニ依ルニ非ザレバ如何ナル文書ニモ押捺スルヲ得ズ、行印押捺ハ重役會ノ命令ニヨルト共ニ三名以上ノ理事ノ立合ヲ要シ、行印押捺ハ立合理事三名ノ署名ニ依リ立證セラルルモノトス。

フランスに於ける
銀行國有と國家管理

一　フランスに於ける社會化の意義

第二次大戰後歐洲に於ては經濟の復興を中心として一聯の產業國有化政策實施の傾向にあるが、現在典型的に行はれてゐる國は英國とフランスである。戰爭によつて徹底的に生產力の破壞と損耗を蒙つた各國が、速かに經濟の再建を計り高度の生產力を回復するためには、從來の資本家的個人企業にその生產を放置することによつて目的を達成することは到底不可能なことは明らかで、特に經濟再建のためには多大の資本を必要とし、その資本が重點的に重要產業に投資せられ、最も効率的に使用されるためには重要產業の國營以外に途のないこと、及び今次大戰そのものが勞働者の祖國愛の熱情的發露によつてこそ最後の勝利がかち獲られたものであることを從來の支配階級も知り、一般國民も確信を持つに至り、戰後經濟を荷負うものは即ち勞働者を中心とする一般國民の中にあることを意識し、

こゝに重要産業の國營を通じて彼等の經營への參加が絶對の條件となつたのである。

英國に於て戰爭を指導し勝利に導いた保守黨が選擧に敗れ、戰後の復興と云ふ使命を擔つて勞働黨が大勝を博するに至つたのも、勞働黨が勞働組合の積極的態度を背景に持ち勞働者の生産意欲を積極的に高めるに適してゐるからであり、英國民の戰後經濟再建への積極的關心を示したものに他ならない。しかしこゝで英國の特徴としてフランスと大いに異る點は、勞働黨政府の基調があくまで資本主義的であり、それの修正として考へられてゐることである。勞働黨の歷史的な發生地盤が勞働貴族にあることは何人も知る所で、それなるが故に英國勞働黨の政策は漸進的社會政策主義であり、随つて最後に於ける經濟の統制も勞資協調的な資本主義への改良であり、エコノミスト主筆ジオフリー・クラウザー氏の言をかりれば「經濟分野に於ける政府の活動は企業を抑制するのではなく、刺戟を與へるものであり、國家の計畫經濟は自由を制限するのではなく、これを伸張するものである」と云つてゐる如く、資本主義の長所を生かしこれを國家的に解決せんとするものであ

る。またクリプス商相が「勞働組合が勞働條件について雇傭者と爭ふ時代は過ぎ、勞働組合は益々生産の責任をわかたねばならない」と云ふやうに、資本主義の長所の發揮のため勞働者が積極的に協力する方向に向けしむることが勞働黨の任務なのである。かくみるとき英國に於ける勞働黨の地位は歐洲のコミュニズムに對する大きな防壘を果す政治的勢力であり、そのためにこそ英國の資本家は勞働黨の國有化案にも支持を與へてゐるのである。しかも同時に彼等が過去に於いて世界資本主義を牛耳つた積極果敢な自由思想も現實の激變の前に最早自己の活動が思ふに任せぬことをよく自覺し、自らを救ふためには先づ英國を救はねばならないことを認識して基本的には勞働黨に妥協してゐるのである。かくて英國の資本家と勞働者は戰後、同等な政治上、並に實際上の力をもちその勢力の均衡の上に勞働黨が立つて修正資本主義の經濟政策の實行に全力をそゝいでゐるのであり、その具體的方策が諸統制の強化と産業國有化政策となつたものである。かゝる英國産業國營化の性格に比してフランスの産業國營化の意義は如何なるものであらうか。

フランスはドイツの蹂躙を直接に受け、激しい戰禍にさらされた後四年に亘つてその占領下に呻吟しなければならなかつた。殊に勞働者、小商工業者、農業勞働者はナチスへの強制勞働力として或はヴィシー政府の對獨協力への犧牲として徴用せられ、殘酷な勞働力の酷使に死の苦痛をなめた。そのことは彼等をして地下抗戰へと向はしめ、共産黨は彼等の最前線に立ち彼等を指導し、祖國解放、人民による經濟の再建を叫んで彼等を糾合することに努めた。彼等は抗戰運動を通じて何故彼等がこの樣な敗戰の苦惱と生活の恐怖におびえねばならぬかを反省し、結局フランスを救ふものは彼等勞働者大衆の愛國心であり、自分達の手によつてのみフランスは再建されるものであることを強く意識したのであつた。一方財閥大産業資本家階級は敗戰の責を負ふどころか、獨軍の侵入と共に或ひは工場を閉鎖して海外に逃避し、或ひはその大半が、ナチスドイツへの協力者として、積極的に彼等の利潤獲得に專念し、莫大な利益を收めてゐた。又中農層を地盤とする中産階級及び中小産業資本家知識階級は、嘗てはその愛國心が彼等の賣物であつたにも拘らず、それを

勞働階級に奪はれ、彼等の採るべき態度はドイツに協力するか、聯合國に味方するかの二つに一つしかなく、ドイツに協力することは愛國主義者の彼等にとつては最も辛い裏切行爲であり、聯合國に協力することは非合法的であり、共産黨に協力することであつた。かくて戰時中ヴィシーに協力したものは精神的な矛盾に惱まされ、一方聯合軍に協力したものはその財産より遙か以上のものを失ひ、同時に心の平和を失つてしまつた。この時かかる中産階級の進歩的政黨を結成したものがＭＲＰ（人民共和運動）であつた。ＭＲＰはカソリック的民主主義と溫和な社會主義的經濟政策を標榜して中産階級、中小産業資本家を糾合した。心のより所を失つてゐた中産階級は物質万能主義の結果である戰爭を嫌惡し、宗教的人生觀をもつて祖國再建を計らんとする信念をいだいて解放運動に努力した。しかし彼等は昔のやうに自主自立の自由經濟にかへることの不可能なことを知つてゐた。彼等は經濟に於ける合理的統制の價値を認め、進んでこれを國營と呼んだ。それらの統制、國營化がフランス經濟再建にとつて必然的方向であることを知りながらも、彼等は彼等の

立つ階級的立場との矛盾を感じないわけにはゆかなかつた。それは戰後MRPの共産黨との對抗の中に表面化されたわけである。

かくて中産階級、中小産業資本家と勞働階級との間にはイデオロギーの點につき越え難き一線が厳として存在したのであるが、フランスを今日の悲境に導いたものは戰前の右翼的政黨であり、それを代表するダラヂエ、レイノー等の如き政治家が金融資本家階級と結託し資本家の利益と權利のみを擁護してフランスの經濟的發展を窒息せしめた結果であり、かゝる資本主義的惡弊を身にしみて體驗した中小産業資本、中産階級以下の一般國民は、一方に戰時中にとつた金融資本家の非愛國的利己主義に嫌惡の目を注ぎつゝ、祖國を解放するものはフランス人民であり、經濟再建は彼等自らの手によつて行はねばならぬことを強く自覺した。即ち經濟の全部門に亙つて効果的な管理を國家を通じて人民の手で行ひ、經濟の有機的發展のために先づ重要産業の國營化、外國貿易の國家管理がなされねばならないことを強調した。祖國再建のためには國民全體の愛國的協力が必要であると共

に、過去に於けるが如き利己的金融資本、大産業資本家に生産金融の自由を放置することを絶對に排斥し、勞働階級の經營參加によつてのみ合理的生産活動の展開せらるべきことを信じたのである。要するに英國勞働黨の産業國有化政策が資本主義の修正であり、改良であり、資本家との協調であるに反し、フランスに於ける國有化政策は勞働者階級の利益を代表する共産黨によつて主導され、左翼三派と稱せられる共産黨、社會黨、MRPによつて支持されてゐるものだけに、それは中産階級以下の利益を代表した經濟政策であり、あくまで資本家の自主的經營權を剝奪し、働くものの手によつて經營を管理して行かんとする社會主義イデオロギーである。それは明らかに資本主義の否定であり、共産黨勢力の比重の増大するにつれて、經濟機構の社會主義化へと向ふ必然性を持つものである。

從つて英國に於ける資本家による經營が生産能率をあげてゐる部門に於いては國營を行はない（製鐵部門）方式に對し、フランスに於ては重要産業より漸次あらゆる部門に向つて資本家の舊勢力を排除してゆき全産業を社會主義化せんとする人民による管理方式へと

向ひつゝあるのである。唯、MRPによつて代表されたフランスの保守主義が未だに根づよく農村にしみこんでゐること及び中小産業資本の大きな存在は、共産主義化への早急な運動に對するブレーキとなつてゐるがそれはあくまでブレーキたるに止まり、資本家的勢力の勞働者への屈服は今やくつがへしえない事實である。今後工業生産力の發展と共に勞働者の勢力は増大の一途をたどり、やがてフランス經濟社會主義化への前進は加速度化されるであらう。

二　フランスに於ける勞働階級の政治的伸長の歴史的經濟的規定

以上の如くフランスの勞働階級は共產黨に主導せられて戰後の政治、經濟の分野に積極的な役割を果すに至つたが、英國に於ける勞働階級が勞働黨を支持し、產業資本との協調によつて資本主義の修正を實現せんとするに對し、フランスに於ける勞働階級が寧ろ主導的に政治、經濟を支配せんとしつゝある傾向は、この國の如何なる經濟構造に由來するものであらうか。

第一次大戰前のフランスは石炭、鐵鑛、その他の動力原料の生產に乏しく、重工業の發達は英米獨に比し著しく遲れ、この國の產業の主軸は專ら奢侈品、纖維製品を中心とする消費財部門であつた。從つて同國の輸出品も主として奢侈品及び纖維製品に限られ、その

輸出先は英國及び之に次ぐ先進國であり、從つて植民地への進出は少く、植民地より原料を、先進國より重工業製品を輸入し、奢侈品を先進國に輸出すると云ふ經濟構造をとつてゐた。

今全輸出額中先進國向への割合を示せば次の如くである。

	英	獨	米	計
一九〇一—五	二八・二%	一二・一%	六・〇%	四六・三%
一九〇六—一〇	二三・〇%	一二・四%	七・三%	四二・七%
一九一一—三	二一・三%	一二・六%	六・二%	四〇・一%
一九二五	一九・八%	八・二%	六・六%	三四・六%
一九二七	一八・四%	一一・七%	六・五%	三六・六%

しかも之等の輕工業を中心とした産業規模は比較的低位で、小規模、小資本の産業資本がこの國の經濟に於て支配的であつた。更にそれが大經營、大資本へ發展して行かなかつた事情は、産業資本の大規模化に必要な金融資本との連繋が大戰前に於ては全く缺如した

ことに依存するのである。

この國の金融資本は英國と同樣に集中が極度に發展し、所謂四大預金銀行が金融資本としての强大な勢力を保持してゐた。そしてこの金融資本がその資本を專ら國内短期金融と、國外の有價證券投資に活用され、長期的工業金融を回避したことはこの國の經濟構造を大きく特徴づけるものである。

元來フランスは農業國でフランス革命によつて耕作農民への土地の分配が行はれ、かくて獨立自營農民は平均五町歩以上の土地を所有し、之によつて獲得される農業所得は一九一三年に於て所得總額二、九〇〇億法の中三一%を占めてゐた。かくの如き比較的裕福なフランス農民は傳統的に勤勉で貯蓄心が旺盛であつたが、彼等はその貯蓄を金融機關を通じ、利潤高くして安全な外國有價證券に投資したのであり、このことは多くの國内資本を海外に流出せしめ、この國の國内工業の發展を著しく遲らしめる結果となつた。同時に有利な海外投資市場の存在は金融資本と産業資本との連繋を稀薄にし、しかも金融資本の海

外投資は國内産業の發展に有利な植民地産業支配と云ふ帝國主義的な性格を持たず、單に貸付利子か配當による利潤を獲得すると云ふ高利貸付投資であり、その對象國も主として歐洲に集中されてゐた。

かくの如き金融資本の長期的外國證券への投資は、この國の産業資本の發展を自己資本を以つて賄はざるを得なくせしめたのであるが、フランスの産業資本が英國の産業資本と違つて海外並に植民地に大なる市場を見出し、之によつて大なる資本蓄積を行ふことが出來なかつた理由は、フランスに於ける資本主義の發生が、歐洲の資本主義の發生と略々時を同じくしたために、先進資本主義國としての商品市場の開拓を行ひえなかつたこと、及び輸出産業が奢侈品、高級纎維品で植民地或ひは後進國への輸出に適しなかつたことのために、この國の産業資本は大なる利潤の獲得、資本の蓄積を行ひ得ず、しかも金融資本との連繋を缺いたことは産業資本の勢力を資本主義的企業たるに拘らず甚だ微弱にしたのであつた。

かくの如き産業資本の小規模性＝小資本性と利潤の僅少性は必然的に勞働賃銀、勞働條件の劣惡化となり、産業資本の搾取的傾向を强めたために、この國の勞働階級の反抗を强く買ひ、勞働者の組織的經濟鬪爭を發展せしめたのである。しかしながらこの國のサンヂカリズムの運動と共に、フランスの勞働階級はこの國の産業資本の性格よりして、それから多くの勞働條件の向上を期待することが不可能であることを知り、彼等自身の手によつて經營を管理し、彼等自身によつて産業を合理化し、利潤を否定することが絶對に必要なることを確信したのである。從つてフランスの勞働運動は極めて急進的であり、政治的な妥協を廢し、サンヂカリズムによる經濟鬪爭に徹底した。

第一次大戰後に於けるフランスのルール地方、アルサス、ロレーンの奪取はこの國の鐵工業、石炭工業を發展せしめ、更に合理化の過程に於ては自動車工業、化學工業等の大規模工業を振興せしめたのであるが、このことは一方に勞働階級の組織を一層發展させると共に、他方に金融資本と大産業資本家との連繋を生ぜしめるに至つた。それにも拘らず本

質的にフランスの産業資本の支配的形態が小規模＝小資本であつたことは事實であるが、勞働者階級のフランス經濟を支配する大金融資本並びに大産業資本に對する反抗は第一次大戰後殊に一九二九年の大恐慌後强烈となつて行つた。

第二次大戰におけるこれら金融資本、大産業資本の非愛國的態度は中小産業資本家をも含めた中産階級、農民及び工業並びに農業勞働者階級を激怒せしめ、かくて敗戰後のフランス經濟は彼等の手により復興せんとする要請を强く意識せしめ、更に勞働者階級は共産黨により指導せられ、フランス經濟再建のためには從來の産業構造を變革し、重要産業を中心に産業金融の社會化を絕對的要求とした。

以上の如き事情により、現在中産階級以下を地盤とするＭＲＰ、社會黨、共産黨の左翼三派によりフランス經濟の社會化は行はれつゝあるが、前にも述べた如く中産階級を基盤とするＭＲＰと勞働者階級を基盤とする共産黨との間には、越え難き一線のあることを認めないわけには行かない。即ち中小産業資本家、中農及び知識階級は第一次大戰後に於け

る獨占的金融資本、大産業資本に壓迫され、その强大な勢力を嫌惡し、今次大戰後に於ける民主的フランスの再建を標榜し、それに必要な金融部面の社會化及び重要産業の社會化に協力してゐるのであるが、その中小産業資本としての立場、中農としての立場、即ち私有財産制への執着から、共産黨の指導する勞働者階級とは究極の利害を異にし、殊に利潤否定の勞働階級の要求には强く反撥するのである。かくの如きＭＲＰと共産黨との對抗に現はれた、保守的中産階級、中小産業資本と勞働階級の對立が如何なる方向に進みゆくかは、勞働階級の勢力伸長の如何にかゝると共に、世界の注目をひいてゐるのである。

三　フランス銀行國有法の内容

（一）はしがき

一九四五年十月の總選擧の結果は、所謂左翼三派と稱せられる共產、社會、ＭＲＰが議會の殆んど全議席を占め、ドゴールを首班とした聯立內閣が成立したが、議會開會と同時に發表した左翼政黨としての合同政綱は次の如きものであつた。

一、主要產業の廣汎な國營化（銀行、ガス、電氣、水道、炭礦、製鋼、海運、公共諸事業）
二、外國貿易の政府管理
三、勞働組合の企業經營參加

四、大財閥の勢力排除
五、佛植民地の漸次的解放
六、社會保險法の助長

以上の如き社會主義政策の實踐を通じてフランスは戰後經濟の再建に乘出したわけであるが、最も廣汎にフランス人民の利益を代表した左翼政黨によつて如何に効果的に產業の國家管理が行はれ、勞働者の經營參加が如何に經濟機構を改善し、生產力を高めるかは、今後の歐洲社會主義勢力の發展に大きな影響を與へるものであらう。

英國の場合と同樣フランスに於ける主要產業の國營化も、それが先づフランス銀行を始めとした金融機關の國營に初まつたことは社會主義化の一步として大きな意味をもつものである。

フランスの銀行國營化は四五年十二月三日議會に於いて五二一票對三一五票の絕對多數をもつて可決され、四六年一月一日から實踐せられたが、英國の場合と異つて、フランス

銀行及び四大預金銀行の國有が斷行せられた。この銀行國有を規定したフランス銀行國有法は一九四五年十二月二日附で「フランス銀行、大銀行及び信用組織に關する法律」として公布されたものであるが、それは標題の示す如く單にフランス銀行と四大預金銀行の國有化を規定するものではなく金融機關全般に亘る廣汎な統制をも一括規定せる綜合的立法であることが特色であつて、その基本的事項は次の四項である。(1)フランス銀行の國有化(2)四大預金銀行の國有化、(3)その他の銀行は「預金銀行」かまたは「投資銀行」のいづれかに轉換すべきこと、(4)資本金四千萬フラン以上の投資銀行に對する統制。

左にフランス銀行法の内容について説明を加へてみよう。

(二) 國家信用理事會

フランス銀行國有法は(1)中央銀行たるフランス銀行に關する規定、(2)全金融機關の分類

に關する規定、(3)大預金銀行の國有に關する規定、(4)投資銀行の統制に關する規定(5)フランスの信用組織の管理に關する規定及び(6)雜則の六つの章によつて構成されてゐるが、就中第五章に掲げられたフランス信用組織に關する管理の規定は金融機關に對する國家的統制上、最も重要なるものであり、國家經濟產業復興の上に金融機關による信用の果すべき役割が如何に重要であるかを指摘してそれとの關聯に於いて產業と金融との間に密接な關係を持たせてゐることは大いに注目すべき所である。これがため政府は新に政府、金融機關、勞働組合、商工業等各界代表から成る「國家信用理事會」を設置し、フランス銀行總裁の諮問機關たらしめた。以下その內容、役割についてのべてみる。

國家信用理事會の人的構成は政府の指名する一大臣が會長となり、佛銀總裁が副會長となつて會長の權限を代行するが(第十二條第一項)理事會はこの他に三十八名の會員をもつて組織され、(同第二項)それらの人々は信用組織の現社會經濟に於ける重要性に鑑みて、あらゆる職域及び階級を代表してゐる。今その代表の所屬別をみると次の通りである。

一、十七名は國家の各界代表者で各種生産部門、貿易部門、商業部門、及び各階級の代表者からなり、その人員別は左記の如くである。

(1)、二名は農業總同盟の推薦によるもので農業生産部門の利益を代表する。

(2)、五名は農業協同組合、消費者協同組合、生產者協同組合、外國貿易全國中央會、手工業者組合からそれ〴〵の會長が推薦した代表者で、これらの人々は中產階級の協同組合的生產者及び消費者の各職域の利益を代表する。

(3)、二名中一名は商業會議所會頭會の推薦、一名は貿易會議所聯合會の推薦で共に商工業及び貿易部門の資本家の利益代表である。

(4)、七名は最も代表的な勞働組合から推薦される。その中三名は經濟大臣の指名で勞働組合の全般的利益を代表するものからなり、四名は勞働大臣の任命で銀行の職員及び從業員を代表し、共に廣汎な勞働大衆の利益の代表者である。

一、七名は經濟省、工業生產省、公共事業運輸省、農業省、復興都市計畫省、植民省及

び企畫院より選出され、それぞれの政府機關の利益を代表する官吏である。

一、七名は金融銀行業務に熟練する者の中から銀行協會の推薦を以て大藏大臣が之を任命し、その中三名は國有銀行から代表され二名は非國有銀行を代表する。他の二名中一名は爲替金融業者を代表じ、一名はパリ株式取引所仲買人組合長とする。この七名は金融機關の利益を代表した金融機關のチャンピオンである。

一、七名は以下に掲ける官營又は半官營的金融機關の代表者からなる。

1 預金部長
2 佛國不動產抵當銀行總裁
3 クレヂ・ナショナル總裁
4 農業信用國立金庫總裁
5 庶民銀行協會會長
6 佛國海外中央金庫總裁
7 郵便・電信・電話省郵便小切手部長

上記の七名は金融機關の各專門分野に於ける利益代表である。

以上の三十八名の人的構成と共に理事會のもとには

一、預金委員會
二、短期信用委員會
三、長中期信用委員會
四、外國貿易委員會

の四委員會が設置されそれぐ\の分野についての信用業務について研究を行ひ、その結果を政府に建議する權限をもつ。（第十二條第七項）

今具體的金融上の問題につき理事會が取上ける事項を述べてみるに

一、銀行及び貯蓄銀行の預貯金の增加
一、通貨退藏の阻止
一、現金によらざる決濟の奬勵
一、一般の利益のため流動資產の動員（第十三條第一項）

等の事項について必要と認められる方策を大藏大臣に慫慂する事が出來る。蓋し、現在

のフランスに於ては戰時中の莫大な戰費、ナチス占領下の占領費、戰後の復興費等の支出を佛銀よりの借入金をもつてその大部分を賄つたために（後出フランス銀行貸借對照表の政府借上金勘定を參照せよ）インフレーションの昂進をみるに至り、通貨の流通高は戰前三十九年の一千四百億フランから現在六千億フランへと上昇し、物價指數は四倍方增大した。かゝるインフレーション的傾向は擬制的國民貯蓄を增大し、物價を騰貴させ生產を阻害してゐることは必然で、これに對し政府がインフレ防止のために貯金の增加、通貨退藏の阻止、現金によらぬ決濟の奬勵に力をいれてゐることは當然で、そのために信用理事會を利用することは大きな意義を持つわけである。と同時に健全なる商品の流通、生產のための流通資金の動員に關する效果的な方策の樹立をも理事會に課してゐる。

フランスの生產力は戰爭による直接的被害と、現物資本補塡の行はれなかつたために生じた固定資產の廢減損耗によつて甚しく低下し、その回復のためには、これら生產手段の更新、新設が絕對的に要請せられ莫大な資金の投資が必要であつた。それは各資本家の蓄

積をもつてしては到底不可能であると共に生産の速やかなる回復と國民生活の安定のためには、重點的な資本の投資が必要であり、こゝに重要産業の國有化と共に資金への國家的な統制が必要とせられるわけであつて、國家はこの銀行國有法の中に信用理事會をしてその投資部門の撰擇等をなさしむるにつき重要な規定を設けた所以である。即ち信用の管理の十三條第七項に

「國家信用理事會は復興、國民經濟の近代化並に輸出入に對し適切なる融資を行ふの目的より一般信用政策に關し、國民經濟大臣の諮問に答へる。このため信用理事會は適切なる投資計畫を作成し、且つ長期債の發行並に資本供與の優先順位を決定するため國民經濟大臣及び經濟の近代化を擔當する各種團體につき必要なる情報を取得し、又信用部門に於ける統計及情報活動を統制する」

とあり、又同條第三項には

「國家信用理事會は國庫の必要並に本國、海外屬領及び外國に對する投資に應ずるた

め保有すべき可動資産の配分計畫を大藏大臣に提出する」

と定められてゐる。以上の如き規定により、フランス經濟再建にとつて當面最大の問題たる生産の復興と輸出入貿易の振興に對し、國家は國民のあらゆる分野から選ばれたエリートからなる信用理事會をしてこの重要問題の基礎的計畫を行はしめんとしてゐること。ここにこそフランス人民の手により祖國を再建せんとする意欲の存することが窺はれ、それは合理的な經濟の人民管理の方策によつて必ずや成就されるであらう。

かくて信用理事會の手によつて作成される資金配分計畫に對し、政府は六ケ月以內に理事會の勸告を基礎として工業、商業、農業、手工業設備の近代化に必要な長期信用の配分を決定する全ての方策を實施することが出來るのであり、このために政府は必要とあらば長中期投資の新金融機關を創設したり、或は現存する代表的な投資金融機關クレヂ・ナショナル、イス・ナショナル、デ・マルシェ・ド・レタ、ケイス・ナショナル、クレヂ・アグリコルの再組織を準備することが出來るのである。（第十六條）

又資本の絶對的に不足してゐるフランスにとつて資本の輸入は最も必要な事の一つであり、同時に輸出産業の保護振興によつて資本を獲得しなければならない現段階にあるが、そのために國家は信用理事會に外國貿易の信用計畫を作成せしめ、これにもとづいてフランスの外國貿易發展上必要なる信用及び信用保險の各種條件改善を目的とするすべての方策を實施し得るのであり、このために特に輸出入に對する新信用機關の創立を準備し或は現在のバンク・ナショナル、フランセーズ・デュ・コンメルス・エクステリュール及び輸出入信用保險に關する諸團體の再編成を議會に提案することが出來るのである。（第十七條）

この他國家信用理事會は、取引の本質を解明し、國家の金融取引に於て用ふべき方法、技術を研究し（第十三條第六項）又株式、補助金、財政援助、事業成績の保證、認可、通告等直接間接國家の行ふ金融的援助に關する問題について諮問をうけ（第十三條第五項）又、預金保證及び投資の安全性を確保するため必要な方策を國家に提議し（第十三條第四項）信用全般に亙る國家の統制方式についての諮問研究機關としての役割を果すこととなつてゐ

る。

以上の如く國家信用理事會の制度はフランス銀行國有化法中の基礎をなすもので、英國の銀行國營が中央銀行の他の金融機關に對する優位性及び同行を單なる少數株主の恣意的運營機關として放置することが不合理であり、中間の利潤獲得をなくし、基礎産業の整備を圖らんがために産業國營化の第一に先づ英蘭銀行が取り上げられたのに對し、フランスに於ける銀行の國營化はフランス銀行と他四大預金銀行に對し實行せられた上、その背景に信用理事會を中心とした廣汎な信用の國家管理、人民管理と云ふ大きな信用統制があることを見逃してはならない。高度に發達した資本主義社會に於て信用の果すべき役割は極めて重大で、公債の發行、政府への貸上、手形の割引、公開市場政策、投資流動資金の融通、預金業務通貨の發行等を通じて國民經濟の圓滑なる運動を援助してゐるわけである。信用の管理の如何によつて一國經濟の發展の速度も左右されることを想ふときフランスの國營化運動が先づ信用の管理に最大の力點を置き、こゝに全經濟のあらゆる部門とあらゆ

る階級とを代表した代表者からなる信用理事會を構成しその重大任務にあたらした事はフランスの社會主義への徹底した前進であることが窺へるのである。

(三) フランス銀行の國營

フランス銀行は、一八〇〇年一月ナポレオンによつて創立せられて以來國家との關係は極めて密接であり、殊に一八七〇年以後最高額發行制度を採用したため中央銀行たるフランス銀行の國家に對する年々の貸上金は增大した。その株主總會は大株主二百名によつて構成せられ恰も金權勢力の私有物たる觀があつた。從つて彼等少數金融資本家の國家に對する發言權は大きく國家の政策は彼等の利益によつて大きく左右されてゐた。その弊害の打破のため一九三六年ブルム人民戰線內閣によつて大改組が行はれ、全株主の總會への參加、大統領の總裁の任意人選、理事の各職域團體よりの選出等の改革を行つて徹底的にフランス銀行の民主化を計つた。本年一月一日より實施せられた同行の國有は既に國有化の

素地がその時出來てゐたのであるが、爾來フランス銀行は政府に對し、獨立を保持してゐたから、これを完全に政府統制下におくため、今回國有化するに至つたものと認められる。

國營によつて從來の株主はその所有する株式をすべて國家に引渡し、國家が之を所有し(第一條)それに對してフランス銀行が株主に對し三%の利付流通記名政府證券を交付する(第二條第一項)この證券の償還は五十年以內とされ(第二條第二項)その清算價格は一九四四年九月一日から四十五年八月卅一日に至る期間の取引所公立相場の平均又は一九四五年九月一日より清算價格決定の日に至る期間の株式取引所に於ける實際購入價格の兩者を超えることを禁止してゐる。(第二條第二項)

(四) 金融機關の分類

金融機關の統制はその金融の種類、性質によつてそれぞれ方式が異るわけであり、隨つ

て統制の對象となる金融機關をその性質によつて明確に分類しておく事が便宜でもあり必要でもある。よつて該國有法は第二章金融機關の章に於て全銀行に對し本法公布の日より三ヶ月以内に預金銀行、投資銀行、長中期貸付銀行の三者の中いづれかを選んで自行の所屬を明らかにしこれを銀行統制委員會に申告すべき事を規定してゐる(第四條)

かくして分類せられた三種類の銀行に對して、それぐの業務の性質からその健全性を計るために一定の制限を設けてゐるが先づ預金銀行については、

一、預金銀行は當座預金と二ヶ年以下の預金のみを受入れることが出來る。(第五條第一項)

一、預金銀行は銀行、金融業者及び抵當貸付會社に對する場合を除き、相手企業資本の一〇%を超える株式を所有し得ない。(第五條第一項)

一、預金銀行は國家信用理事會の許可を得なければ一般の預金は株式投資及び不動産投資に使用することは出來ない。(第五條第一項)

この樣に國有法は一般國民の預金保護の見地から預金銀行の業務制限を規定してゐる。

575012

次に投資銀行は企業投資及び株式發行を本來の業務とする性質上當座預金若しくは一年未滿の定期預金の受入れは特殊の場合以外は禁じられてゐる。(第五條第二項)長、中期貸付銀行はこの種業務を行ふものをその範圍とし法律を以て定めた定款により營業を行ふべき事を規定してゐる。(第五條第三項)

以上の如く三種類の銀行についてその業務分野を明かにし、全銀行はそのいづれかに所屬してそれぐの規定に隨ひ業務の統制を受けてゐるのである。

(五) 預金銀行の國營化

フランスに於ては漸次銀行の合併集中化が進展し、その結果現在では銀行數は比較的少いが、その中特に所謂四大銀行と呼ばれるクレヂ・リオネ、ソシエラ・ヂェネラル、巴里國民割引銀行、商工銀行の四銀行が全銀行業務の大半を獨占してゐる。今回國有になつたものは、この四大銀行でその株數は四十萬株、全預金總額の八割を所有してゐた。元來預

金銀行の私有は信用制度の上から多大の缺陷を有するが、今その主なものをあげてみると、

1、各銀行間に協調が缺けてゐる。

2、信用授與に際して各銀行は夫々獨立した行動を取つて共通政策にかけるところがある。

3、預金銀行と中央銀行との間に協調が缺けてゐる。

4、銀行間に不當な競爭が行はれる。

5、支店の數が多すぎる。

6、多數の高級重役をかゝへすぎる。

7、銀行資金の使途が社會的目的に合致しないことがある。

8、金融投機業者に利益を與へすぎる。

以上の如き銀行私有の缺陷を排除し、四大銀行の國有化を通じて全預金銀行の統制を強化

し、國民預金の保護、流動資金の國家管理、中央銀行との協調を實現すべく今回の四大銀行の國有化が實現されたのである。共産黨は更に全預金銀行の國有化と國有化された株主に對する補償利率の低率たるべきことを主張してゐる。今回の四大銀行の國營は各行別々の國營であつて、合同されたものではないが、將來一大國有全預金銀行の實現が豫想せられる。

フランス銀行と同じく四大銀行の國有は四六年一月一日から實施され、その所有權は全資産を含めて國家に歸屬し、同時に株式の全部が國家に引渡された。（第七條、八條）。之に對し四大銀行は株主に對し株式と引換へに配當附預り證と名づける證券を交付する。（第八條第二項）。配當附預り證の配當は一九四四年の株式配當を下り得ない。（第八條第二項）この最低限配當は營業費の一部ともみなされ國家により保證される。（第八條第二項）。償還は國家が四七年一月一日より毎月末預り證券の最少限五十分一づゝを買戻すことになつて居り、その買戻價格は一九四四年九月一日乃至十月三十一日まで巴里株式市場に上場され

た平均相場をもつてされる（第八條第三項）。

國營と同時に從來の理事會の權限は消滅し新に指令された理事會がその權限を行使することになる。新理事會の構成は從來の株主代表と異り、フランス銀行の理事制度と同樣各產業部面と各階層からの代表者によつて次の如く定められてゐる。

一、四名は工業生產大臣、農業大臣の進言によつて最も代表的な企業團體の推薦により現在工業、商業、農業に從事してゐるものより大藏大臣が指名する（第九條）。

一、四名は最も代表的な從業員組合がこれを指名するが、その中二名は國有銀行の職員及び從業員とする（第九條）。

一、四名は大藏大臣が指名も、中二名はフランス銀行又は官營、或は半官營的金融機關を代表し、他の二名は銀行業務に熟練するものをもつてする（第九條）。

かゝる廣汎な企業、從業員組合、金融機關の代表者よりなる理事會によつて預金銀行業務が運營される事は、短期信用並に通貨政策の國民經濟に於ける重大性よりしたものに他

ならない。

國家信用理事會、フランス銀行理事制度、四大預金銀行理事制度の三者が、それぞれ民主的人民代表より構成され全信用機構がその三者の合意によつて運營されることはフランス信用經濟國家管理の大きな特色である。

（六） 投資銀行の統制

今次の銀行國有化はフランス銀行及び四大銀行のみが取上げられたのであるが、前にも述べた如く、フランス經濟の生產復興のためには、國家資金の計畫的配分、投資が必要であり、その意味に於て投資銀行に對し國家による高度の統制を要する事は言ふまでもない。國有法は詳細にその統制方法を規定してゐるが、その主なるものにつき述ぶれば、國家は國家信用理事會の提議に基づいて資產五億法以上の投資銀行に對し、政府監理官一名を任命し（第十一條第一項）、その輔佐機關としてその下に三名からなる監理委員會を組織す

る事を命じてゐる（第十一條第二項）。監理委員會の構成メンバーは、

一、一名は最も代表的な商工業團體の代表者
一、一名は最も代表的な從業員組合の代表者
一、一名は最も公共又は半公共的金融機關の代表者

である。

投資銀行はその私營を許用されてゐるが、之に對する統制は外から强力に行はれ、政府を代表する監理官及び各産業部門及び勞働者を代表する監理委員會によつて、國民經濟の一環としての統制に服してゐる。このため政府の監理官は全ての理事會、理事會員の組織する委員會、株主總會に出席し銀行の全帳簿を閲覽し、且つ國家の利益に反する行爲ある場合は理事會、理事會員の組織する委員會、及び株主總會の如何なる決議をも否認することが出來る（第十一條第三項）。更に政府監理官は理事會に對し、一般の利益に適合すべき議案、特に國家信用理事會の要望又は國家信用理事會の決定になる議案を理事會に提出する

權限を與へられてゐるが、銀行は政府監理官の決定した事項を檢討し、七日以内に國家信用理事會に抗告附議する事が出來、これに對し國家信用理事會は十日以内にその決定事項に對する意見を開陳し、それにもとづいて銀行側はその態度を決定する事が出來る。（第十一條第四項）

以上の如く投資銀行は私有を認められてはゐるが、その運營は政府國家信用理事會及び監理委員會の三者一體の統制下に行はれるから、人民管理、國家管理的色彩は極めて濃厚である。

四、結論

以上フランス銀行國有法に盛られた信用統制について概略の說明を行つたが、フランス經濟に於ける信用機構を社會化したフランスは、つゞいてその根本問題たる產業機構の社會化に着手し、先づ社會化の推進力となる基本產業についての國有化を決定した。國有化を決定された產業部門は、ガス、水道、電氣、炭礦、海運、製鋼、公共諸事業等の分野であり、早急に實現されんとしてゐるが、一方私的企業分野として自由企業を是認してゐる分野に對しても、高度の統制を加へ、價格統制、生產統制が實施され流通部面に對しては不合理な商業資本の排除を斷行し、生產の增大と國民生活の向上を計るために規格を單純化した大量生產方式が採用され、生產費の低下が計られてゐる。又贅澤品產業も奬勵されてゐるが、それは輸出を目的として國家經濟再建のため必要な資本獲得に當ることが狙ひ

である。

フランス經濟再建のため、本年初頭グーアン內閣によつて產業復興五ヶ年計畫が採用され生產力の飛躍的發展を行はんとしてゐるが、その目標は綜合生產力の戰前の二〇%增大で、具體的生產增强施策としては工作機は二十五萬臺の取替へ、農業振興のためトラック五萬臺の製作を計畫してゐる。しかし現在に於けるフランスの生產力は僅かに戰前の五分二程度で戰前の水準に近づいてゐるものは石炭、綿業、人絹工業、ガラス等にすぎない。

フランスがかゝる生產不振から立ち上り、五ヶ年計畫を成功裡に遂行するためには、社會主義政策の實行以外になく、それはあらゆる職業階級、生產部面を代表した國民全體の代表者の協力によつて遂行されねばならない。かくて、政府は產業復興のために所謂モネ・プランを採用し、それにより產業會議を設置し、政府並に民間のあらゆる企業及び勞働者代表を參加せしめ、具體的生產實行方策の計畫と政府への建議を行はしめ、政府はそれに隨つて經濟政策を行ふ方法をとつてゐる。かように信用部面に於ける國家信用理事會

と產業部面に於ける產業會議の設置により經濟全般に亙る强力な統制と社會化が行はれるのであるが、これによつてみれば、產業の國有化は今後も引續き進展するであらう。フランスはかくして人民の力により苦難の道から立ち上らんとしつゝあるのである。

附錄

(一) フランス銀行貸借對照表 (單位百萬法)

年月日	資產							負債				
	金	外國爲替	內國證券		政府貸上金		其他資產	流通紙幣	預金			其他負債
			公開市場	其他	占領費	其他			政府預金	獨逸信用金庫預金	其他預金	
年 月 日 1929, 12, 27	41,668	25,942	5,612	8,624			8,124	68,571	11,737		7,850	1,812
30 〃 26	53,578	26,179	5,304	8,429			9,510	76,436	12,624		11,698	2,241
31 〃 30	68,863	21,111	7,157	7,389			11,275	85,725	5,898		22,183	1,989
32 〃 30	83,017	4,484	6,802	3,438			11,712	85,028	2,311		20,072	2,041
33 〃 29	77,098	1,158	6,122	4,739			11,173	82,613	2,322		13,414	1,940
34 〃 28	82,124	963	5,837	3,971			11,500	83,412	3,718		15,359	1,907
35 〃 27	66,296	1,328	5,800	9,712			11,705	81,150	2,862		8,716	2,113
36 〃 30	60,359	1,460	5,640	9,844		17,698	12,642	89,342	2,089		13,655	2,557

37	〃	30	58,933	911	5,580	10,718		31,909	11,733	93,837	3,461		19,326	3,160
38	〃	29	87,265	821	7,422	9,677		20,627	18,498	110,935	5,061		25,595	2,718
39	〃	28	97,267	112	11,273	7,494		34,673	20,094	151,322	1,914		14,751	2,925
40	〃	26	84,616	42	13,194	4,307	72,317	63,900	23,179	218,383	984	41,400	27,202	3,586
41	〃	31	84,598	38	42,115	4,529	142,507	69,500	22,121	270,144	1,517	64,580	25,272	3,892
42	〃	31	〃	37	43,661	5,537	210,965	68,250	21,749	382,774	770	16,857	29,935	4,461
43	〃	30	〃	〃	44,699	7,572	326,973	64,400	21,420	500,386	578	10,724	33,137	4,872
44	5	25	〃	〃	44,232		383,600	67,600	21,343	551,969	795	9,652	37,871	7,528
	6	29	〃	〃	46,241	6,046	409,200	71,500	21,160	576,909	750	12,309	43,343	5,472
	7	13	〃	〃	45,851		〃	70,850	23,799	584,820	729	1,853	46,899	4,890
	12	28	75,151	42	47,288	18,640	426,000	15,850	35,221	572,510	748		37,855	7,078
45	1	25	〃	〃	47,842	26,376	〃		45,435	562,416	3,196		50,382	4,852
	2	22	〃	〃	47,894	23,482	〃	7,700	37,903	568,900	778		43,697	4,797
	3	29	〃	44	48,4[illegible]3	16,603	〃	17,550	42,093	580,123	775		39,951	5,075
	4	26	〃	〃	48,257	14,967	〃	20,900	43,634	580,944	756		42,302	4,950
	5	31	〃	45	48,141	10,162	〃	19,750	35,403	548,945	774		57,231	7,701
	8	30	〃	46	48,703	12,936	〃		41,606	469,652	80,246		50,005	4,600
	9	27	〃	〃	49,363	14,242	〃		42,717	496,258	53,598		53,156	4,506

二　四大銀行綜合貸借對照表　（單位百萬法）

年月	資産					負債				
	現金	銀行貸付	割引證券	貸付	其他戻	預金			當行引受手形	其他負債
						合計	當座預金	定期預金		
年 月 1938, 12	3,756	4,060	21,435	7,592	1,940	33,578	33,042	537	721	4,481
39 〃	4,599	3,765	29,546	7,546	2,440	42,443	41,872	571	844	4,609
40 〃	6,418	3,863	46,546	8,346	2,229	62,032	61,270	762	558	4,813
41 〃	6,589	3,476	61,897	8,280	2,033	76,675	75,764	912	413	5,187
42 〃	7,810	3,458	73,917	10,652	2,622	91,549	91,225	324	462	6,422
43 10	7,133	3,877	88,289	14,215	2,448	108,368	107,100	1,268	411	7,183
〃 12	8,548	4,195	90,897	14,191	2,935	112,732	111,191	1,541	428	7,506
44 1	7,510	4,125	90,024	13,737	1,678	110,485	108,883	1,601	419	6,168
〃 8	10,175	3,933	100,287	17,731	2,522	127,160	124,627	2,533	435	7,054

{Federal Reserve Bulletin 1945年12月號ヨリ}

三　佛國銀行國有法

佛蘭西銀行、大銀行及信用組織ニ關スル一九四五年十二月二日附法律第四五―〇一五號

憲法議會採擇ヲ經
共和國臨時政府首席ハ下記法律ヲ公布ス

第一章　佛蘭西銀行ノ國有

第一條　一九四六年一月一日ヨリ佛蘭西銀行ハ之ヲ國有トス

佛蘭西銀行ハ引續キ本國内ニ於テ銀行券發行特權ヲ行使ス佛蘭西銀行株式ハ全テ之ヲ國家ニ引渡シ國家之ヲ所有スルモノトス又株主ノ選任ニ係ル理事及監事ノ權限ハ一九四五年十二月三十一日ヲ以ツテ之ヲ停止ス。

第二條　佛蘭西銀行ハ株主ニ對シ流通記名政府證券(註一)ヲ交付ス株式ノ償還價格ハ參事院財政部長ヲ委員長トシ會計檢査院及大藏大臣ノ指名スル株主代表ニ依リ構成スル委員會ノ決定ニ係ル清算價格ヲ以ツテ之ヲ定ム但シ清算價格ハ一九四四年九月一日ヨリ一九四五年

八月三十一日ニ至ル期間ノ平均取引所公定相場ヲ超過シ又ハ一九四五年九月一日ヨリ清算價格決定ノ日ニ至ル期間ノ株式取引所ニ於ケル實際購入價格ヲ超ユルコトヲ得ズ。

證券(註二)ノ細目規定及償却條件ハ大藏大臣命令ニ依リ之ヲ定ム償却ハ五十年内トス但シ利率ハ二分ヲ超過スルコトヲ得ズ又一九四五年及一九四六年ニ對スル利率ハ一九四四年ノ配當率ヲ超エザルモノトス。

利拂ハ國庫保證ノ下ニ佛蘭西銀行之ヲ確保ス償却ハ國庫ノ負擔トス。

家産トセラレタル株式ト交換ニ引渡サルル證券ハ條件及地位ニ關シ其ノ差別ヲ認メズ。

法律又ハ命令ニ依リ佛蘭西銀行株式ニ對シ投資又ハ投資換ヘガ許容セラルルトキハ本條ノ規定ニ從ヒ發行スル證券ニ對シ投資又ハ投資換ヘヲ行フコトヲ得。

二十株以上ノ賣却手取金ハ佛蘭西銀行ニ開設スル賣却者名義ノ封鎖勘定ニ預入スルモノトス封鎖勘定ノ運轉及封鎖機關ハ國家信用理事會ニ諮問後大藏大臣命令ヲ以ツテ之ヲ定ム。(註三)

第三條　從來ノ重役會ノ構成、佛蘭西銀行定款、稅制、納付金制度ハ一九四六年一月二十八日前ニ公布スル法律ヲ以テ之ヲ補備完成ス。
佛蘭西銀行ハ關係法律及定款ニ牴觸セザル限リ引續キ商法ノ原則ニ從フモノトス。

第二章　金融機關

第四條　銀行ヲ三種ニ分チ預金銀行、投資銀行及長、中期貸付銀行トス。
全銀行ハ本法公布ノ日ヨリ三ケ月內ニ前記三種中一ヲ選ビ銀行統制委員會ニ申告スベシ
銀行ハ各業種ニ適用スベキ規定ニ合スル如ク準備ヲ行フ爲一ケ年ノ猶豫期間ヲ有ス但シ銀行統制委員會ニ依リ例外又ハ延期ヲ認メラレタルトキハ此限リニ在ラズ。
全銀行ハ第十二條乃至第十五條ニ規定スル統制ニ服スベシ。
第五條　預金銀行ハ一般ヨリ當座預金及二ケ年ヲ超エザル預金ヲ受ケ入ルルモノトス預金銀行、金融業者及抵當貸付會社ニ對スル場合ヲ除キ相手企業資本ノ一〇%ヲ超ユル株式ヲ所有スルコトヲ得ズ預金銀行ハ國家信用理事會預金委員會ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ一

般ノ預金ハ之ヲ株式投資及不動產投資ニ使用スルコトヲ得ズ。
投資銀行ハ企業投資及株式發行引受ヲ本來ノ業務トシ當座預金若クハ二年又ハ一年未滿ノ定期預金ハ其ノ投資セル企業ノ職員、社員、匿名社員ノモノニ限リ之ヲ受入レ又ハ其ノ投資セル企業ノ中公稱資本金ノ一五%ノ現金投資ヲ有スルモノ若クハ拂込資本金ノ一五%ノ投資ヲ行ヒ設立セル企業ノモノニ限リ之ヲ受ケ入ルルモノトス。
長、中期貸付銀行ハ此種業務ヲ行フモノヲ以ツテ其ノ範圍トシ國家ノ統制ニ服シ法律ヲ以ツテ定ムル定款ニ依リ營業ヲ行フモノトス本銀行ノ會長、總支配人又ハ總裁ハ國家之ヲ任命ス。
前項ノ條件ニ該當セズ而モ長期及中期ノ貸付ヲ專業トナス銀行ハ之ヲ投資銀行ト看做ス。
第六條　第七條乃至第十條ノ規定ニ依リクレヂ・リヨネ、ソシエテ・ジェネラル[註四]、コントワール・ナショナル・デスコント・ド・パリ、バンク・ナショナル[註四]ノ四行ハ之ヲ國有ト

ス。

第二章　大預金銀行ノ國有

第七條　一九四六年一月一日ヨリ本法第六條ニ掲グル銀行ノ所有權ハ其ノ全資産ヲ含メ國家ニ歸屬シ國家ハ株主ニ對シ第八條ニ規定スル方法ヲ以ツテ之ヲ補償ス。

前項ノ期日ヨリ理事會ノ權限ハ消滅シ本法第九條ニ依リ新ニ指名ヲ受クベキ理事其ノ權限ヲ行使ス。

本法公布ノ日ヨリ一九四六年一月一日迄大藏大臣ハ各國有銀行ニ對シ政府監理官ヲ指名ス政府監理官ハ理事會、理事會ノ指名スル委員會及全テノ株主總會ニ出席シ如何ナル決議ニ對シテモ否認權ヲ行使スルコトヲ得

第八條　國有銀行ノ株式ハ一九四六年一月一日現在ヲ以ツテ之ヲ國家ニ引渡スベシ。

本法第六條ニ掲グル銀行ハ株主ニ對シ株式ト引換ニ配當附預リ證ヲ交付ス預リ證ハ一九四六年ヲ始期トシ毎年理事會ノ決定スル配當ヲ受領スル權利ヲ表示スルモノトス但シ配

當ハ一九四四年株主配當ヲ下ルコトヲ得ズ右ノ最低限配當ハ營業費ノ一部ト看做シ國家ニ依リ保證セラルルモノトス。

國家ハ一九四七年一月一日ヨリ毎年末償還預リ證ノ最少阪五十分ノ一ノ買戻ヲ行フモノトス買戻價格ハ一九四四年九月一日乃至一九四四年十月三十一日迄パリ株式市場ニ上場セラレタル平均相場トス一九四五年九月一日乃至本法公布ノ日迄株式市場ニ於テ購入セル株式ニ付テハ株價ノ如何ニ拘ラズ預リ證ノ買戻價格ハ前項ニ同ジ。

國有銀行株主ニシテ司法上ノ審問ヲ受ケ又ハ裁判所、公民審判所、軍事裁判所、不當利得沒收委員會ニ召換サレアルモノハ本條規定ノ買戻シ償還金ヲ受領スルコトヲ得ズ又主管司法行政當局ノ判決前ニ株式ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ。

配當附預リ證ノ代リ金ニシテ二十萬法ヲ超ユルモノハ全テ第二條ニ規定スル條件ニ從ヒ佛蘭西銀行ニ開設スル封鎖勘定ニ之ヲ預入スベキモノトス。(註三)

第九條　一九四六年一月一日ヨリ國有銀行ハ左ノ如ク組織スル理事會之ヲ經營スルモノト

ス。

一、理事四名ハ工業生産大臣農業大臣ノ進言ニ基キ最モ代表的ナル企業團體ノ推薦ニ依リ現ニ工業商業農業ニ從事スルモノヨリ大藏大臣之ヲ指名ス。

二、理事四名ハ大藏大臣勞働大臣命令ヲ以ツテ規定スル條件ニ從ヒ最モ代表的ナル從業員組合之ヲ指命ス但シ内二名ハ國有銀行ノ職員及從業員トス。

三、理事四名ハ大藏大臣之ヲ指命シ内二名ハ佛蘭西銀行官營又ハ半官的金融機關ヲ代表シ他ノ二名ハ銀行業務ニ熟練セルモノトス。

理事會ノ總裁選任ニ方リテハ大藏大臣ノ認許ヲ要ス總支配人ヲ設クルトキ又同ジ。

國會議員ハ國有銀行ノ理事タルコトヲ得ズ現ニ其ノ職ニ在ル銀行役員亦同ジ但シ前第三號ニ掲グル理事タルコトヲ妨グズ何人モ數箇ノ國有銀行ノ理事ヲ兼ヌルコトヲ得ズ官吏ハ離職後最少限五ケ年ヲ經過セザレバ理事ニ指名セラルルコトヲ得ズ。

理事ハ現行株式會社法ニ規定スル責任及義務ヲ負擔シ當該銀行定款ニ從ヒ報酬ヲ受クル

モノトス。

第十條　國有銀行ハ商法ノ規定ニ依リ業務ヲ行ヒ銀行業ニ適用セラルル税金並ニ株式會社ニ適用セラルル税金ヲ負擔ス。

監事ハ大藏大臣之ヲ指名ス但シ從業員委員會ヲ代表スル監事ハ此限リニアラズ。

株主總會ノ權限ハ前記諸制限ノ下ニ理事會及監事會ノ報告ノ基礎トシ銀行統制委員會之ヲ行使ス。

第四章　投資銀行ノ統制

第十一條　國民經濟大臣及大藏大臣ハ國家信用理事會ノ提議ニ基キ株式會社形態ヲ以ツテ組織シ且貸借對照表及帳簿外資産計五億法ヲ超ユル各投資銀行ニ對シ政府監理官一名ヲ任命ス又投資銀行ノ統制ニ係ル若クハ統制ヲ要スベキ銀行又ハ金融機關ニ對シ之ヲ任命スルコトヲ得。

監理委員會ヲ下記ノ如ク組織シ政府監理官ノ輔佐機關トス。

一名ハ最モ代表的ナル商工業團體ノ代表者
一名ハ最モ代表的ナル從業員組合ノ代表者
一名ハ官營又ハ半官的金融機關ノ代表者ニシテ前號諸團體ノ提議ニ基キ國民經濟大臣大藏大臣勞働大臣之ヲ指名ス

政府監理官ハ全テノ理事會、理事會員ノ組織スル委員會、株主總會ニ出席シ銀行ノ全帳簿ヲ閲覽シ且國家ノ利益ニ反スル場合ハ理事會、理事會員ノ組織スル委員會、株主總會ノ如何ナル決議ト雖之ヲ否認スルコトヲ得政府監理官ハ理事會ニ對シ一般ノ利益ニ適合スベキ議案特ニ國家信用理事會ノ要望又ハ決定ニ相應スル議案ハ全テ之ヲ提出スルコトヲ得。

銀行ハ政府監理官ノ爲シタル決定ヲ七日以内ニ國家信用理事會ニ抗告附議スルコトヲ得國家信用理事會ハ之ニ對シ十日以内ニ其ノ意見ヲ開陳スルコトヲ要ス。

銀行ハ自行ノ蒙ルベキ民事又ハ刑事上ノ責務ヲ免ルル爲政府監理官ニ責任ヲ轉荷スルコ

トヲ得ズ。

政府管理官ハ個人的違反行爲アルニ非レバ第三者ニ依リ法律上ノ訴ヲ受クルコトナシ。

前項ニ該當スル場合ハ行政裁判ニ附託スルモノトス。

國民經濟大臣ハ政府監理官ヲ任命シ國家信用理事會ノ提議ニ基キ全權ヲ之ニ附與ス。

第五章　信用ノ管理

第十二條、國家信用理事會ハ政府ノ指名スル一大臣ヲ會長トシテ設置セラレ會長ハ職務上副會長ニ就任スル佛蘭西銀行總裁ヲシテ其ノ權限ヲ代行セシムルコトヲ得。

國家信用理事會ハ會長及副會長ノ外以下ニ掲グル三十八名ノ會員ヲ以テ之ヲ構成ス。

十七名ハ國家ノ各界代表者ニシテ其ノ人員ハ左記ノ如シ。

二名ハ農業總同盟ノ推薦、五名ハ夫々農業協同組合、消費者協同組合、生産者協同組合、外國貿易全國中央會及手工業者組合長會ノ推薦、二名（内一名ハ工業家）ハ商業會議所會頭會ノ推薦、一名ハ貿易會議所聯合會ノ推薦トシ何レモ國民經濟大臣之ヲ指

名ス七名ハ最モ代表的ナル勞働組合ノ推薦トシ内三名ハ前記組合ノ一般利益ヲ代表スルモノニシテ國民經濟大臣之ヲ指名シ四名ハ銀行ノ職員及從業員ヲ代表スルモノニシテ勞働大臣之ヲ指名ス。

七名ハ國民經濟省、工業生産省、公共事業運輸省、農業省、復興、都市計畫省、植民省及企畫院ヲ代表ス。

七名ハ金融銀行業務ニ熟練セル者ヨリ銀行協會ノ推薦ヲ以ツテ大藏大臣之ヲ指名シ内三名ハ國有銀行ヲ代表シ二名ハ非國有銀行ヲ代表シ一名ハ爲替金融業者ヲ代表シパリ株式取引所仲買人組合長トス。

七名ハ以下ニ掲グル官營又ハ半官的金融機關ノ代表者トス。

預金部長

佛國不動産抵當銀行總裁

クレヂ・ナショナル總裁

農業信用國立金庫總裁

庶民銀行協會々長

佛國海外中央金庫總裁

郵便電信電話省郵便小切手部長

國家信用理事會ハ預金委員會、短期信用委員會、中・長期信用委員會及外國貿易委員會ノ四委員會ヲ設置ス。

第十三條　國家信用理事會ハ銀行及貯蓄銀行預貯金ノ増加、通貨退藏ノ阻止現金ニ依ラザル決濟ノ奬勵、一般ノ利益ノ爲流動資産ノ動員ニ必要ト認ムル全テノ方策ヲ大藏大臣ニ慫慂スルモノトス。

國家信用理事會ハ銀行合同及進歩セル組織及方法ニ依リ銀行營業費ヲ節減スルコトヲ目的トスル全テノ計畫ニ參與シ且民間銀行及國有銀行ニ對シテ手數料基準率ヲ提示ス。

國家信用理事會ハ國庫ノ必要並ニ本國、海外屬領及外國ニ對スル投資ニ應ズルタメ保有

スベキ可動資産ノ配分計畫ヲ大藏大臣ニ提出ス。

國家信用理事會ハ預金ノ保證及投資ノ安全性ヲ確保スル爲必要ト認ムル方策ヲ提議ス。

國家信用理事會ハ株式、補助金、財政援助、事業成績ノ保證、認可通告書等直接間接國家ノ行フ金融的援助ニ關聯スル全テノ問題ニ就キ諮問ヲ受ク。

國家信用理事會ハ取引ノ本質ヲ解明シ國家ノ金融取引ニ於テ用フベキ方法及技術ヲ研究ス。

國家信用理事會ハ復興、國民經濟ノ近代化、並ニ輸出入ニ對シ適切ナル融資ヲ行フノ目的ヨリ一般信用政策ニ關シ國民經濟大臣ノ諮問ニ答フ之ガ爲國家信用理事會ハ適切ナル投資計畫ヲ作成シ且長期債ノ發行並ニ資本供與ノ優先順位ヲ決定スルタメ國民經濟大臣及經濟ノ近代化ヲ擔當スル各種團體ニツキ必要ナル情報ヲ取得シ又信用部門ニ於ケル統計及情報活動ヲ統制スルモノトス。

國家信用理事會ハ信用ノ配分ニ關スル全テノ指令書並ニ國民經濟大臣及大藏大臣ノ提出

セル質問ニ對シ參考意見ヲ與フ。

國家信用理事會ハ國民經濟大臣ニ對シ地方信用理事會ノ創設ヲ建議ス地方信用理事會ノ構成並ニ權限ハ國民經濟大臣命令ニ依リ之ヲ定ムルモノトス。

國家信用理事會ハ預金及事業ノ膨脹又ハ全地域ニ亘ル支店網ノ擴張ニ依リ本法ヲ以ツテ國有トナシタル銀行ト等シキ條件ヲ有スルニ至リタル銀行ノ國有化ヲ檢討シ且本法第六條ニ揭グルモノ以外ノ銀行ノ國有計畫ヲ議會ニ提出セシムル爲之ヲ政府ニ勸奬ス。

國家信用理事會ハ佛蘭西銀行ヲ介シ銀行常設委員會ヲ有シタル全權限ヲ行使シ本委員會ハ本法ノ公布ト共ニ解散スルモノトス。

國家信用理事會ハ全官廳、銀行統制委員會及佛蘭西銀行ヨリ任務達成ノ爲必要トスル全テノ資料ヲ取得スルコトヲ得。

國家信用理事會ハ會長又ハ副會長ノ召集ニ依リ月一回會合スルコトヲ要ス。

國家信用理事會ハ國民經濟大臣大藏大臣ニ對シ毎年第一四半期間ニ信用狀況及關係問題

ニ付キ報告書ヲ提出スルモノトス。

第十四條　國家信用理事會ノ建議ニ基キ國民經濟大臣及大藏大臣命令ヲ以テ三ケ月內ニ國有諸機關ヲ支配スル基本的規定ヲ定メ同ジク第二命令ヲ以ツテ非國有諸機關ノ基本的規定ヲ定ム本條ニ言フ二箇ノ命令ハ特ニ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス。

信用諸機關ノ貸借對照表ノ作成公表

銀行業務ニ適用スベキ規定

銀行保有有價證券ノ構成ニ關スル規定

證券ノ發行借換ニ關スル信用諸機關ノ義務

本法ニ規定スル諸機關ノ構成員ト信用諸機關ノ職員ヲ兼ヌル場合銀行業務ヲ行フニ付キ生ズベキ競合ヲ解決スルタメノ規定

第十五條　銀行統制委員會ハ左ノ如ク之ヲ組織ス。

佛蘭西銀行總裁ヲ會長トシ參事院財政部長、大藏省國庫局長、國民經濟省信用部長及最

モ重要ナル銀行從業員組合ノ代表者一名。

銀行統制委員會ハ一九四一年六月十三日及十四日附法律ニ列擧スル調査統制及罰則ニ關スル全テノ權限ヲ行使ス。

銀行統制委員會ハ左ノ如キ企業及會社ニ對シ清算人ヲ指名ス。

銀行名簿ヨリ除去セラレタルモノ、登錄ヲ停止セラレタルモノ、銀行名簿ニ記載ナキモノ、記載無ク且一定期日內ニ業務ヲ結了スベキ判決ヲ受ケタルモノ。

銀行又ハ金融機關ノ管理、經營及監督ガ權限アルモノニ依リ正當ニ實行セラレザルトキハ委員會又ハ其ノ承認ノ下ニ會長ハ一時的管理者ヲ指名シ管理、經營及監督ニ必要ナル全テノ權限ヲ行使セシムルモノトス。

銀行統制委員會ハ國有銀行ニ關シ本法第十條末項ニ規定スル權限ヲ行使ス之ニ方リテハ國家信用理事會ノ選ブ同會員三名ヲ參加セシムルモノトス。

銀行統制委員會ノ全テノ決議ハ國家信用理事會ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス。

第六章　雜則

第十六條　政府ハ六ケ月以内ニ國家信用理事會ノ報告ヲ基礎トシ大藏大臣、國民經濟大臣ノ提案ニ基キ採擇スベキ行政規則ノ形式ニ依ル命令ヲ以ツテ工業商業農業手工業設備ノ近代化ニ必要ナル長期信用ノ配分ヲ決スル全テノ方策ヲ實施スルコトヲ得之ガ爲政府ハ長期又ハ中期ノ新金融機關ノ創設ヲ提議シ又ハ現存スル金融機關特ニクレヂ・ナショナル、ケース・ナショナル・デ・マルシエ・ド・レタ、ケース・ナショナル・ド・クレヂ・アグリコルノ定款ノ改正又ハ再組織ヲ準備スルコトヲ得。

第十七條　政府ハ六ケ月内ニ國家信用理事會ノ勸告ヲ基礎トシテ大藏大臣、國民經濟大臣ノ提案ニ基キ採擇スベキ行政規則ノ形式ニ依ル命令ヲ以ツテ佛國ノ外國貿易發展上必要ナル信用及信用保險ノ各種條件改善ヲ目的トスル全テノ方策ヲ採用スルコトヲ得之ガ爲特ニ輸出入ニ對スル新信用諸機關ノ創立ヲ準備シ又ハ現存スル金融機關特ニバンク・ナショナル・フランセーズ・デュ・コメルス・エキステリュール並ニ輸出入信用保險ニ關

係スル諸團體ニシテ國家補助ヲ受ケアルモノニ關スル定款ノ改正又ハ再編成ヲ議會ニ提案スルコトヲ得。

第十八條　前第七條乃至第八條ノ規定ニ拘ラズ國有銀行株主ハ一九四五年十二月三十一日迄現ニ其ノ職ニ在ル理事會ノ召集ニ基キ一九四六年中株主總會ヲ開催ス但シ其ノ目的ハ左ノ事項ニ限ル。

理事會及政府監理官ノ報告ヲ聽クコト

一九四五年會計報告ヲ承認スルコト

積立金ノ分配ヲ行フコトナク一九四五年度配當金ヲ決定スルコト

一九四五年十二月三十一日ヲ以ツテ結了スル經營責任ヲ解除スルコト

第十九條　佛蘭西銀行ヲ含ム國有銀行ノ從業員ニ關スル雇傭、解雇、補償等ヲ規定スル規則ハ之ヲ變更セズ。

本法適用ノ結果生ズベキ解職ノ場合職員ハ退職手當ト共ニ解雇補償金ヲ受領スルコトヲ

得。

前項ニ依ル解職者ノ再就職方法ハ一九四六年三月三十一日迄ニ公布スル行政規則ニ依リ之ヲ規定ス。

國有銀行ノ管理、經營、統制又ハ非國有銀行ノ統制ニ參加スルモノハ其ノ參加樣式ノ如何ヲ問ハズ職務上ノ秘密ヲ保持スルコトヲ要ス。

第二十條　本法ノ施行ニ關シ採用スベキ全テノ條規協定ニ對スル印紙稅及登錄稅ハ之ヲ免除ス。

第二十一條　本法ノ規定ニ反スル全テノ法令ハ之ヲ廢止ス。

第二十二條　本法適用ノ全條件ハ大藏大臣ノ提案ニ基キ採擇スベキ行政規則ノ形式ニ依ル命令ヲ以ツテ之ヲ定ム。

本法ハ國民憲法議會ノ審議採擇ニ係リ國法トシテ之ヲ施行ス。

一九四五年十二月二日　於パリ

共和國臨時政府首席　セー・ドゴール

大藏大臣　アール・プレバン

（註一）條文（英譯文）には單に band と記載せられ、佛蘭西銀行が交附することに規定せられてゐる點より銀行債とも考へられるのであるが該證券の性格をニューヨークタイムズ紙十二月三日號は之を政府證券と判斷してゐる。惟ふに佛蘭西銀行株の近年の配當率は三%前後なるを以つて證券の利子は之を三%として之の負擔は佛蘭西銀行に當らしめることとしたものと考へられ償還は國庫が任ずる點よりみて一種の政府證券と觀られる。

（註二）利率は一九四六年四月八日附法律第四六―六二六に依り二%より三%に變更。

（註三）この全項は一九四六年四月八日附法律第四六―六二六に依り廢止。

（註四）ソシエテ・ジェネラル・プール・ファボリセー・ル・デブロプマン・デュ・コメルス・エ・ド・ランデュストリ。

バンク・ナショナル・プール・ル・コメルス・エ・ランデュストリ。

（日銀調査局譯ニヨル）

ソ聯邦の金融機關

一　序

今次大戰後ヨーロッパにおいては英、佛を始めとして相次いで銀行の國有を行つてゐるが、銀行の國有を最も早く又最も徹底的に行つたのはいふまでもなく第一次世界大戰後のソヴェト聯邦である。同國では一九一七年十一月の革命により從來の凡ゆる社會的、政治的並に經濟的舊制度を打破したが、その一聯の諸政策の一つとして銀行の國有も斷行された。すでに三十年の過去のことに屬するが、銀行國有化の一つの典型的な型として革命直後における銀行國有の經緯、其後の推移及び最近の同國における金融機關の全貌について概說することゝする。

二　革命直後の銀行國有の經緯

マルキシズムによれば私有財産の廢止された共産主義社會においては銀行、信用制度の存在理由はなくなる。然しマルクスも資本主義から社會主義への過渡的段階においては信用制度も他の生産形態の變革と關聯して一つの重要なる役割を持つであらうことを述べてゐる。レーニンはマルクスの學説を信奉すると共に、特にフランスに於けるパリ・コンミューンの失敗の重大原因の一つが、銀行に干渉しなかつたことにあると確信し、革命を遂行する際には必ず銀行をその支配下に置くことの必要を痛感してゐた。從つて彼は國內における革命的氣運が濃厚となるや機會ある每に銀行國有の重要性について述べてゐる。その一、二の例を擧げれば、一九一七年四月には次の如くいつてゐる。

「勞働者のソヴェト及び銀行從業員の代表者は直ちに次の如き實行可能な措置に對する準備を開始すべきである。即ち先づ銀行全部を一國立銀行に合同すること、而して銀行に對する勞働者代表ソヴェトの統制を確立すること、その後それ等を國有化し、全國民の財産とすること。」

同年九月、すなはち革命より二ヶ月前に書かれた彼の論文の中には次の如く述べられてゐる。

「銀行全體が一つに併合され、國家がその業務を統制する、即ち銀行の國有化である。……銀行の國有化についての議論を避けることは、その人の全く無智を表すか、それでなければその人が『單純な民衆』を馬鹿にしてゐることを意味する。……パンの受渡、或は一般的に商品の生産及び配給を統制することは、銀行業務を取締ることなくしては困難である。」

一九一七年十月廿四日（新曆十一月七日）ケレンスキー內閣が倒壞して革命が成功するや、新政府は翌八日直ちに國立銀行の事務所へ一分隊の兵士を配置した。其の後まもなくソヴェト政府は國立銀行に對し二千万留の資金を政府に提供するやう命じた所、新政權に敬意を持つてゐた銀行支配人はそれを拒絕した。然し政府は再三その命令を繰返したので、支配人は銀行の從業員の集會を開き、そこで政府の要求を拒絕し、それに對してスト

ライキを宣言することを決定した。それが爲政府は直に支配人に代るべき委員を任命し、仕事の繼續を欲する從業員にはその職に戻ることを許した。同時に又多數の國立銀行の支店、分店等に對しても新たな責任者としての委員を任命した。

この新たなる委員は個人銀行家と提携し出來得れば個人銀行はそのまゝで資金の統制を行はんとしたが、間もなくその不可能なることが判明した。即ち彼等個人銀行家は國立銀行の支配人と同樣多くのものが反政府的態度をとつたのである。これがため十二月十四日（新暦廿七日）朝突如として政府の命を受けた兵隊はペトログラードの銀行を占領してしまつた。かやうに勞農政權樹立するや、在來の國立銀行をその管理下に置き私立銀行に對しても、種々の制限を加へたのであるが、未だ直ちにそれ等を國有化することはなかつた。しかし、金融資本の勞農政權に對する反抗が露骨となり、反革命運動を財政的に援助する傾があつたため、銀行の國有化は私有財産沒收計畫の第一のプログラムとされるに至り、遂に十二月十四日の中央執行委員會は銀行國有令といはれる法令に署名したが、レー

ニンはこの法令を發布しなければならなくなつた事情を次の如く述べた。

「我々は銀行に對し統制を行はんと欲した。我々は銀行家を招待し、彼等と共に且彼等の贊同を得て、貸付に附隨する完全な統制及び會計の爲の方法を講じた。然し銀行使用人の内に國民の利益を常に念頭に置いて居る人々が居り、彼等がいふには『銀行家は貴下を欺いて居る。貴下に反對することを目指して居る處の彼等の罪惡的行動を急いで止めさせよ』と、それで我々は急いで止めさせたのである。我々は銀行の經營が複雜な方法であることを知つて居る。我々は誰も又經濟に素養のある者でさへも、それを準備することを引受けないであらう。然しそれは我々が自己の掌中に鍵を握つた後においてのみである。その時には我々は相談役として昔の百万長者を使用することさへ出來るのである。

我々は銀行家と融和する道を辿らうと思つた。我々は彼等に事業を金融する目的の爲の信用を供給してやつた。然し彼等は曾て見なかつた程の大きな怠業を行つた。そこでこの經驗により我々は統制を保證する爲異なる手段を採るの已むなきに至つた。

我々は今にして法令の權利を確認するに非れば、銀行家は我々の經濟を粉碎するに必要な凡ゆる處置を取るであらう」と。

なほ銀行國有令の內容の要點は次の通りである。

「國民經濟の合理的組織の爲に、銀行投機の徹底的潰滅及び勞働者農民その他凡ゆる勞務者が銀行資本の犧牲になることから完全に解放する爲に、又實際國民及び貧民階級の利益となる樣な銀行、即ち單一のロシア共和國人民銀行（ナロドニー・バンク）を設立する見解の下に中央執行委員會は次の如く命令する。

一、銀行は國家の獨占とす。

二、現存の私立株式銀行及び銀行業者は總て人民銀行に合同せらる。

三、淸算を受くべき銀行の資產、負債は人民銀行に引繼がるべきものとす。

四、私立銀行の業務の暫定的管理は人民銀行評議委員會に移管せらる。

五、小額預金者の利益は完全に保護せらるべし。」

右の法令に基き政府は翌一九一八年一月廿六日新たな法令を發布して、私立銀行の全資產の沒收及び人民銀行への移管を命じ、私立銀行の株式は總て破棄し、且爾後の配當支拂を禁止した。又銀行株券の所有者にはそれを引渡すか、或はその所在を直に人民銀行の地方支店へ表示すべきことを命令し、この命令に從はぬ者は、その全財產を沒收されることを規定してゐる。又ある株券の取引は悉く禁止され、違反者は期限三ヶ年以內の禁錮に處せられることゝなつた。

新政府は株式商業銀行を解散して人民銀行に合併したばかりでなく、他の金融機關も漸次人民銀行に合併し、一九一八年十二月二日のモスコー・ナロドニー銀行の解散の法令を最後としてソヴェト共和國人民銀行がソヴェトにおける唯一の銀行となつた。

三　其後の推移概觀

C I & E
REFERENCE LIBRARY

ソヴェトでは革命直後より一九二一年の新經濟政策（ネップ）採用に至る期間は所謂戰時共産主義の時代と呼ばれ、有史以來始めての共産主義革命の行はれたこと、又内外共に非常重大なる危機に直面してゐたゝめに各方面に亙り過激なる共産主義化の方策が執られ、それは必然的に金融政策についても公式的マルキシズムの主張が優勢を示した。

即ちマルキシズムによれば貨幣、信用、銀行等は資本主義社會の所産であり完全なる社會主義社會が實現すればそれらのものは不要となるといふのである。然しマルクス自身もそれは完全なる社會主義社會の實現した曉といふ前提を置いてゐるのであつて、資本主義から社會主義への過渡期においてはなほ必要なことを認めてをり、マルキシズムを繼承せるレーニンも勿論同じ意見であつた。然し革命後の急激なる變化は恰も共産主義社會が完全に實現されたかの如く考へられ、一九一九年三月に開催されたロシア共産黨第八回會議では次の如き綱領が採擇された。

「銀行装置をソヴェト共和國の統一的監査及び一般的會計の装置に交換することによる

銀行業務の急激な變革と單純化が必要であり、……計畫化社會經濟が編制されるやうになれば、これは銀行の消滅を導き、共産主義社會の中央記帳装置への變換を導くであらう。……」と。

一方共産主義理論の實際化は、忠實に行はれ、銀行の國有化に次で工業、交通、貿易、農業その他あらゆる部門を國有化した。國營工場は原料品を無償にて支給せられ、農民は收穫の一部を政府に强制的に差出さしめられ、個人商業は廢止せられる狀態であつたから、交換用具としての貨幣の廢止を思ひ附いたことは當然であつた。共産黨は貨幣を使用せずして決濟し得る領域を擴大する手段を講ずるに至り、唯一の銀行として存續せる人民銀行も次第にその銀行機能を奪はれ、特に多くの地方支店は全くその地區のソヴェトの一機關化し、本店との連絡も絕たれる狀態となつた。

かくして一九二〇年一月十九日の法令により人民銀行は廢止され、その業務は中央豫算及會計管理局に移されることゝなつた。その法令には次の如きことが書かれてゐる。

「工業の國有化は、大部分の重要な生産、配給部門を政府の掌中に集中したが故に、人民銀行の存在理由はなかつた。

信用機關は、倘小私商業及び貯蓄を預入れようと欲するこれ等市民にとつて必要とされたとはいへ、これ等の業務は次第にその重要性を喪失し、特別の信用機關を必要としない。……」と。

その結果、一九二〇年及一九二一年には、銀行と名付くるものは跡を絶つに至つた。

戰時共產主義の諸政策は困難なる客觀的諸情勢の進展及び反革命戰爭の一應の鎭定と共に遂に訂正するの必要を認められ、一九二一年二月十五日、第十回共產黨大會は資本主義を加味せる新經濟政策（ネップ）へ轉換する劃期的法令に關する施行決議案を採擇し、同法は翌十六日中央委員會によつて發布せられた。

この新經濟政策採用の結果各方面において信用機關再建の必要が叫ばれ、一九二一年十月十二日中央執行委員會は國立銀行組織に關する人民委員會議の法令を承認し、十一月十

六日ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國々立銀行の名の下にモスコーにて營業を開始するに至つた。同行の資本金は二兆紙幣留（當時の四千万金留）で國庫より交附され、目的は定款第一條に次の如く記されてゐる。

「ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國國立銀行は、信用その他の銀行業務によつて、工業、農業、商業を助成するを目的とし、同時に貨幣取引を集中し、健全なる貨幣流通を確保する爲の他の措置を達成するを目的として設立せらる。」

國立銀行と國家との關係――國立銀行は財務人民委員會の一構成部分として設立され、財務人民委員會に直屬す。而して同行は自營的事業方針で營業することゝなつてをり、一定の利益を擧げた場合は、その利益の一部は豫備資本金又は剩餘金に繰入れ、又どの年度においても豫備資本金總額を超過して銀行が損失を蒙つた場合は國家豫算から補償される。

管理及び經營――國立銀行の活動の一般的監督は財務人民委員に附與され、同委員は直接

銀行の一般的政策を指導す。又利率、手數料及び銀行營業に關する基礎的規定は同委員會の承認を要する。

銀行の經營は財務人民委員により任命された理事會がその衝に當り、理事會長は財務委員の推薦により、人民委員會議によつて任命される。

倘新國立銀行は紙幣の發行權を附與されず發行權は引續き國家が持つてゐた。これは一つには當時のインフレ激化の傾向の爲政府が膨大なる豫算の不足を不換紙幣の印刷により自らの手で補はんとした爲であり、又他面においては國立銀行には將來適當なる時期において新たなる安定通貨を發行せしめようとする意圖があつたのである。即ち當時のソヴェトにおけるインフレーションはドイツにおけるそれと同じく實に深刻を極め、一九二一年に發行された紙幣は十六兆留を超過し、一九二二年には更に二千兆留といふ文字通り天文學的數字に達した。これが爲物價も一九二三年一月には一九一三年の二千百廿四万倍となつた。この惡性インフレ克服の爲發行權が國立銀行にも附與され、新安定通貨チェルヴォ

ネッツを發行するに至り、漸次通貨の安定を見るに至つた事情については後述する。要するに同行は、資本主義國家の商業銀行と類似の業務を行ふがそれはネップの原則に從つて、全く國家に隷屬するものであり、その資本は國家より與へられ、組織及取締は、國家の意思に基き、取引の相手は原則として國家の機關、企業であつた。

一九二一年十一月に國立銀行が再建される時には、同行がソヴェトに於ける唯一の信用機關となるべく考慮されたが、實際業務を開始するに至るや間もなく同行のみでは十分の活動が期待出來ず、特に長期信用を必要とする商業及び工業に從事する者の方面よりの不滿が多くなつた。これが爲一九二二年二月には消費組合銀行（略名ポコバンク）が國立銀行以外の最初の銀行として誕生し、次いで極東銀行（ダルバンク）、各地の相互信用組合、ロシア商業銀行（ロコムバンク＝一九二四年に外國銀行、ヴネッシュトルグバンクに改組さる）、工業銀行（略稱プロムバンク＝後間もなくソヴェト聯邦商工銀行と改稱さる）、等が相繼いで一九二二年中に設立され、更に翌一九二三年には全露協同組合銀行（フゼコバ

ンク）が設立された。また國立銀行資本金も一九二二年二月五兆七千五百億留、十月には百三十兆七千五百億留となつた。尚これら特殊銀行の各〻の役割については次項において述べることゝする。

先に述べた如くソヴェトに於けるインフレーションは國立銀行の再建される以前より急激に悪化し始め、一九二二年にはその勢が益〻猛烈となつて來た。これがため政府は遂に新たなる安定通貨を發行することに決し、一九二二年十月十一日人民委員會議は新銀行券發行に關する法令を裁可した。同法令によると、國立銀行は新たに發行權を附與され、新兌換券の計算單位はチェルヴォネッツと稱し、舊ロシア鑄貨十留と等價で純金一一・九四七九二グレーンとされた。この兌換券は全額保證されるが、内發行高の二五パーセント以上は貴金屬及び安定せる外國通貨、殘りは換價容易なる市場性ある財貨、短期手形、その他の短期債權を以て準備とすべきことゝなつてゐる。又この兌換券は財務委員會卽ち國庫に對する貸付にも發行することを許されてゐるが、この場合のには特に發行高の五〇パー

セントの貴金屬、後は利息附國庫債券の擔保を必要とした。この銀行券は兌換は認められず、只追つて兌換の開始せらるべき時期は政府の特別法によつて決定されるであらうとの規定が入れられてある。又この銀行券は法貨ではなかつたが、法律によつて金を以て支拂ふべきことが規定されてゐる總ての場合に、又國家に對する總ての支拂に額面通り受納されることゝなつてゐるから事實上法貨と同樣に取扱はれてゐたといふことが出來る。

チェルヴォネッツは舊帝政鑄貨の十留で、當時のソヴェトの國情から見る時通貨單位として餘りに高く、從つてその發行の初期においては流通高が極めて少かつた。然しその後この新通貨に對する一般の信用增大と他方政府紙幣の急速なる減價の爲漸次發行高は增加の傾向に向つた。然し一九二四年の幣制改革により新政府紙幣の發行を見るに至るまでは舊政府紙幣の減價は愈ます、國立銀行券と政府紙幣のいはゞ複紙幣本位ともいふべき狀態が續き、ソヴェトの經濟に非常なる混亂を齎した。

然し新經濟政策の採用以來漸次軌道に乘つて來た生産部門は年を逐つて好轉し、對外貿

易も一九二三―二四會計年度には革命以來始めての出超を示すに至つたので、政府は一九二四年二月幾つかの新たな法令を發布し、左の如き諸事項を決定した。

一、新政府紙幣の發行―インフレ防止の爲毎月初めの發行高を同日のチェルヴォネッツの發行高の二分の一を超過することを得ずと規定し、更に新規發行の都度その金額は勞働國防會議の決定によるべきことゝす。(二月五日の法令による)

二、新政府は法幣としての權利を亨受す。(同)

三、國立銀行はチェルヴォネッツを新政府紙幣と自由且無報酬で一チェルヴォネッツ新政府紙幣十留の比で交換することゝす。(二月九日國立銀行の內部の規定)

次いで同行はその逆に政府紙幣を右の比率でチェルヴォネッツと交換すべきことをも命じた。(二月廿七日付同行の規定)

四、舊政府紙幣(ソフズナーク)の印刷を中止し、二月十五日を以て新規の發行も停止す。(二月十四日の法令)

但し舊政府紙幣の殘存分は償却の法令の出る時までは引續き法幣として權利を保有し、流通を認められた。

新政府紙幣に對する一般の信用は極めて良好で順調なる流通を示し、舊紙幣ソフズナークの償却は三月七日の法令で斷行されることゝなつた。その償却率は新政府紙幣一留に對し一九二三年樣式五万留、一九二一年以前のもの實に五百億留と決定された。この比率によれば一九二四年四月一日に流通してゐたソフズナーク(一九二三年樣式で七千六百二十三億餘留)は新紙幣で僅かに一千五百二十万留となる。この償却は三月十日から開始された。

この一九二四年の一聯の幣制改革は多少の不備缺陷はあつたが、革命後年と共に昂進して來た惡性インフレーションを克服するのに大いに貢獻をした。しかしこの成功を單なる貨幣上の改革の結果であると見るのは非常なる間違ひで、その背後には政治上の安定と、その安定せる政權の下にとられた一聯の諸經濟政策(その主要なるものは、一九二一年以

來の所謂新經濟政策による生産の增加、財政の改善、公信用及び銀行信用の發達）等の成功が與つて力があつたことを見逃してはならない。

通貨の安定と一般經濟力の向上により國立銀行の地位は次第に强化されて來たが、一九二七年六月十五日に人民委員會議は「信用制度の機構の根本原則」と題する法令を發布し、これにより國立銀行はソヴェトにおける金融制度上の指導權を獲得した。この法律は極めて重要なもので、當時にあつても多くの論者はこれを稱してソヴェト銀行の新憲法であるといつた。同法の規定する主要なる點は次の通りである。

（一） 國立銀行は國家から資本を受けてゐる總ての信用機關の評議員及び監査委員會にその代表者を參加せしめる權限が與へらる。

（二） 國立銀行が一般銀行に附與した信用の使途の檢査と、その信用が政府の指令を遵守して國民經濟の各部門に配給せられてゐるかどうかを確める權限が與へらる。

（三） 國立銀行は個人的顧客に對して設定されたクレジット、又は貸付、並に國有機關の

預金に關する金融上の明細書及び報告を總ての信用機關に對して提出を求める權限を與へらる。

（四） 國立銀行と他の總ての銀行との金融的關係を强化するため、財務委員會の總ての貯藏金及び各銀行の自由な準備金を國立銀行に預入せしめることゝす。

（五） 短期信用は原則として國立銀行が獨占的に供與することゝす。

一九二一年の新經濟政策採用以來漸次回復步調に向つたソヴェトの諸生産力は一九二八年に至り大體戰前の水準に到達し、同年より開始された第一次五ヶ年計畫は更に飛躍的な發展に向つた。この五ヶ年計畫の實施に伴ひ國費は急激なる膨脹を示し、これがため信用機關も必然的に强化を必要とした。かくしてまず一九二九年六月新法令が發布され、國立銀行の新たなる定款も作成されたが、これが大體今日までの骨核をなしてゐるので、これが詳細については次項において述べることゝする。

四　最近の金融機關の全貌

國立銀行（ゴスバンク）

ソヴェトの國立銀行は前項までに述べた如く國家の發展の段階に應じて幾多の變遷をなして來たが、今日における同行の役割は一面においてソヴェトの全金融制度の中樞機關たる地位にあると共に、他面において同國唯一の短期信用機關であり、又社會經濟の決濟中樞機關である。一九二九年六月に制定された同行定款によれば同行の目的は次の如く規定されてゐる。

國立銀行定款第一條

「國立銀行はソ聯國民經濟發展の一般計畫に對應して通貨の流通を調節し、且工業、農業商業、運輸及びその他の經濟部門のために短期信用を設定するを目的とす。」と。

これにより舊法令中の長期信用に關する規定は削除され、國立銀行は短期信用のみを扱ふ、而も短期信用を供與する唯一の銀行となつた。短期信用中主なるものは、

(1)商品の季節的蓄積に對する貸付

(2)季節的生産過程に關聯する季節的支出に對する貸付

(3)輸送中の商品を擔保とする貸付等の外、農作物調達關係の現金決濟に利用される。

ソヴェトにおける信用の短期、長期の區別は我國におけるが如き信用供與期間の長短による區別ではなく、短期信用は流動資本（運轉資金）として供與される信用であり、長期信用は固定資本（設備資金）として供與される信用で、質的に明らかに區別されてゐることを注意しなければならぬ。

一九三一年六月の政府の決議は國立銀行の基本的役割を一層明確にし次の如く決定した。

一、社會化經濟の決濟機關及び生産並に生産物分配の全國家的計算装置たるべきこと。

一、生産計畫、商品流通計畫及び財政計畫の遂行並に國民經濟社會化部門に對する留によ

る不斷の統制を確保すること。

一、全社會化經濟の計畫遂行を促進する基本的槓杆としての、企業及び合同、トラストの自立採算制の強化を保障すること。

一九二九年の法令により國立銀行の資本金及び剩餘金については次の如く規定されてゐる。

公稱資本金――四億留、その增加は人民委員會議の認可を要することゝなつてをり、一九三二年七月六億留に增資された。減資は認められてをらず、一年度において剩餘金を超過する損失を蒙つた場合は國家がその差額を補塡することゝなつてゐる。

剩餘金――利益金の一部を繰入れられるが、總額は公稱資本金額を超過することは出來ない。

純益金の分配――五〇%を國庫へ、五%を同行職員の福利資金へ、〇・二五%以內を賞與金へ、殘餘を剩餘金へ。

國立銀行と政府との關係――定款第五條に「現在の法令の範圍內で獨自に行動す」と規定してあり、舊法令に同行は財務人民委員會の一構成分子として設立され、財務人民委員に直屬するやうに規定されてゐたのに比し一應政府から獨立した機關となつた。しかし實際上は財務人民委員會の嚴重なる監督を受け、例へば銀行券の發行限度の決定、役員の選任等すべて財務人民委員會の認可を要し、又同行評議員會議長には財務人民委員が就任することゝなつてゐる。

國立銀行と他の銀行との關係――定款第八條に、信用協同組合を除く總ての信用機關の自由現金準備は國立銀行に預入することゝ規定してあり、但財務人民委員は都合により國立勞働貯蓄銀行及び農業信用機關についてはこの規定から除外し得ることゝなつてゐる。

銀行券發行――舊法令には本規定がなかつたが、一九二九年の法令には明記されてゐる。

國立銀行の管理、經營――舊法令によれば同行の政策の一般的誘導は財務人民委員が行

ひ、その業務經營は理事會が當ること﹅なつてゐたが、新規定では管理は新たに設けられる評議員會と著來の理事會とに二分された。

評議員會——新設された評議員會は銀行の政策に一般的指導を與へ、重要決定事項を確認し、支店の開設或は閉鎖を決定し、理事會役員を推薦し、その承認を求むるため財務人民委員にその名簿を提出す。又無擔保の特殊目的の貸出、當座貸越、當座勘定の限度の確定等を行ふ。

評議員會の構成は議長（財務人民委員）及び評議員より成り、評議員は國立銀行、プロムバンク、農業銀行、ツエコムバンク、ヴネツシュトルグバンク及びフゼコバンクの各理事會々長及び財務人民委員會より三名、貯蓄銀行より一名、國營保險局より一名、勞働者農民檢査、重工業、輕工業、糧食、外國貿易、通信機關、水道、農業、穀類家畜國營農場の各人民委員、道路自動車運輸中央管理、民間航空中央管理、セントロソユズ、協同組合工業會議、協同組合産業植林聯盟、全聯邦中央貿易聯盟會議より一名宛及び各

關係共和國代表一名宛より成つてゐる。

理事會——理事會は業務の指導、經營の執行機關である。役員は七名以上となつてをり、評議員會により指名され、財務人民委員により任命さる。その總裁及び副總裁は人民委員會により任命さる。

本店の組織、機構——國立銀行の本店の機構は上述の如く一九二九年の法令により評議員會が新たに設けられた以外は創立以來殆ど變らなかつたが、一九三二年五月廿五日の人民委員會議の命令によつて重大なる變革が行はれた。それは第一次五ケ年計畫の輝かしき成功に伴ふソヴェト全經濟の飛躍的發展に對應したもので、國立銀行本店内に全國民經濟の各部門に關する信用及び計畫について監督を行ふ多くの部を設置し、政府機關の各部と密接なる關係を持たせることにした。その主要なる部を列擧すれば、重工業、輕工業、林業、消費者協同組合及び國營商業、農村經濟、食糧、通信その他の各部及び外國營業部、合理化、會計部、組織及監督部等がある。更に細く專門化するため、各部の

内に幾つかの課があり、その課は各擔當の產業を監督する。この產業課と並んで各部にそれぐ綜合計畫を樹てる委員會のやうなものがあり、そこで各部の監督する經濟部門についての綜合的信用計畫を作成する。各部で作成された信用計畫は經濟計畫部といふ特別の部へ引渡され、その經濟計畫部から重役會へ提出される。この經濟計畫部は銀行全體の綜合的信用計畫を樹てる所でその信用計畫の作成遂行に關し各部、各店に對し命令、監督をする。

以上で本店の組織、機構について概說したが、こゝに注意すべきことは國立銀行の本店は對外信用業務以外の日常業務は全然取扱はず、それはすべて支店、分店において取扱ふことゝなつてゐることである。

支店――支店は上述の如く國立銀行の日常の業務を行ふ機關であり、それは次の五種に分類される。

(1)州、自治領分店――これは直接本店に隷屬し、聯邦共和國、州並に自治領及び州並に自

治領の一部ではない自治共和國の主要都市にある。

(2)自治國民共和國の主要都市にある共和國分店、及び自治領、共和國及び州の一部をなす自治領の主要都市にある自治領分店、これらは上述の州分店に從屬す。

(3)縣支店――これは國立銀行網の基本的營業單位をなしてをり、全般的銀行業務を遂行してゐる。これは分店に從屬してゐる。

(4)代理店――これは支店のない縣にあり、一定範圍内の銀行業務を營んでゐる。直接分店に從屬するか又は支店に從屬す。

副代理店――これは一定の聯合會及び貯藏地點にあり、上級の店に隷屬してその店が委任したゞけの業務を行ふに過ぎない。

右支店の數は一九二八年十月には六〇〇程度に過ぎなかつたが、一九三一年に急激に增加し、同年十月には二五七〇店となり、一九三六年一月には二、八〇〇店となつた。

(二) 其他の特殊金融機關

一九二一年に國立銀行が再建された時には上述の如く、同行が唯一の信用機關として存續するやうに意圖されてゐたが、その後の商工業の發展は國立銀行のみでは不十分となり、再びそれ〴〵專門の分野を擔當する金融機關が設立されるに至つた。而して特殊銀行の行ふ長期信用は、所謂基本建設資金の融資である。社會化經濟部門の基本建設計畫は、毎年一般經濟計畫と共に確認されるのであるが、特殊銀行は、この基本建設計畫に基いた基本建設資金の融資を行ふのである。現在存在する特殊金融機關は一九三二年五月五日の法令によつて再編成された「工業及電氣事業資本建設融資銀行」（略稱プロムバンク）、「協同組合資本建設融資銀行」（略稱フゼコバンク）「農業銀行」（略稱セルクホズバンク）「都市住宅建設融資銀行」（略稱ツェコムバンク）の四全聯邦銀行である。以下これらについて簡單なる說明を行ふことゝする。

「工業及電氣事業資本建設融資銀行」（プロムバンク）

プロムバンクは最初一九二二年九月「工業銀行」の名の下に設立され、間もなくソヴェ

ト聯邦商工銀行と改稱、更に一九二八年十月に至り、「ソヴェト聯邦工業及電化長期信用銀行」となり、最後に一九三二年五月五日の法令で「工業及電氣事業資本建設融資銀行」となつた。その間略稱のプロムバンクは終始變らず使用されて來た。

このプロムバンクは嚴密に工業資本の融資のみを行ふ機關であり、その融資額は一九三一年六十五億留、一九三三年九十一億留、一九三五年五百五十億留に達し、第一次五ケ年計畫における長期信用融資總額二百七十九億留の內プロムバンクの融資額二百十億留に上つた點から見ても本行の役割の如何に重要なものであるかゞ分るであらう。

プロムバンクは主要なる共和國及び州の中心地にそれ〴〵本店を持ち、又他の主要なる都市に若干の支店を置いてゐる。本店、支店のない處では國立銀行との協定に基き同行支店を通じて業務を行つてゐる。

プロムバンクの資金は殆どすべて政府豫算及び國家企業の剩餘金から與へられ、自己資金は極めて僅かに過ぎない。しかしこのプロムバンクの受取る資金の額はプロムバンク

によつて決定されるものでなく、ソ聯邦財務委員會並に國家計畫委員會の手で作成され、政府によつて認可された資本建設融資計畫に基いて割當てられるのである。只プロムバンクはその融資計畫の作成に當り、參考意見を提出し、融資に當つては計畫に從つて行ひ、各機關にその正しき運用を行はしめるやうにする責任がある。

「協同組合資本建設融資銀行」（フゼコバンク）

一九二二年二月消費協同組合銀行（ボコバンク）が設立されたが、その後生產者協同組合が發展して來たので、一九二七年一月廿七日全露協同組合銀行（フゼコバンク）を創設し、ボコバンクも合せてすべての協同組合の要求に應ずることゝなつた。しかしその後一九三〇年の信用改革法によつて政府はこのフゼコバンクの支店を整理し、且その短期信用業務はすべて國立銀行に移管されることゝなつたので、フゼコバンクの地位は極めて貧弱なものとなつた。

しかし一九三二年五月の法律によりフゼコバンクは「協同組合資本建設融資銀行」とし

て再編成され、必要なる地點には支店を置き、支店のない所では國立銀行支店を通じて業務を行ふことゝなつた。

新フゼコバンクは住宅建築を除く總ての資本建設に對して長期貸付の方法で融資を行ふ權限を與へられた外、從來より行つてゐた他の業務、例へば外國貿易に關する短期信用を協同組合に附與するが如き業務も許され、又財務委員會の特別法規により、田園の資本建設、勞働者糧食局への融資、貯藏委員會による資本建設の融資等が委託された。

同行の參加資本は四千万留に確定され、參加者の出資によつて調達された貯藏委員會が總ての協同組合機關を代表して殆ど全部の資本を出資してゐるが、後の一部は消費者協同組合が出資してゐる。

同行は準備金を作るために、毎年その利益金の一割を下らざる金額を積立てることを要求され、又その上に利益金の一部をもつて特別積立金をも作つてゐる。同行が協同組合に融資する資金の大部分は協同組合自身の蓄積金で、豫算から交付される資金は極めて

僅かである。（一九三三年現在融資總額十二億留の内豫算資金四千五百七十万留）

同行の融資は各種の協同組合で作成し、政府の認可を得た金融計畫に從つて行はれる。

しかし國營商業の發展に伴つて協同組合機關の重要性は次第に少くなつてゐる。

「農業銀行」（セルクホズバンク）

一九三二年五月五日の法律では「社會主義農業融資銀行」といふ名稱で設立されたが、翌一九三三年八月廿七日「農業銀行」と改稱された。

同行は農村經濟の國家部門の企業及び機關並に集團的共營農場に對し長期資金を融資する業務を委託された。その業務は同行自身の支店によつて行ふが、他の特殊銀行と同樣支店のない場所では、國立銀行の支店を通じて行ふ。店舖數は一九三五年五月一日現在、五〇の本店（この内二六店は總本店直屬）二〇七の州際支店（數州を擔當する支店）二四二の州支店、三八六の檢査團であつた。

同行は農村の國家部門、すなはち國營農場（ソフォーズ）及びその聯合會乃至トラスト、

トラクター・ステーション、並に農業委員會の下にあるトラクターの地方管理所等に對し交附金を支給する外、共營農場（コルホーズ）の各個の組合員及び個人的農民の組合に對しても長期貸付を行つてゐる。

農業銀行が國家機關に對し支給する交附金は國家及び共和國の豫算の特別會計からと、他は國家機關の諸企業の蓄積資金及び農業銀行自身の資産から出される。

銀行の預金の内重要なるものは、各共營農場の預け入れてゐる預金で、共營農場は各メンバーの支拂つた加入料、共營農場の總收入の内一〇%乃至一五%の積立金、餘剩財產賣却代金、保險賠償金及び各メンバーの自發的寄附金等を農業銀行に預金してゐる。この共營農場の農業銀行に對する預金（これを不分割資金と呼んでゐる）は一九三五年には總額六億五千三百万留、一九三六年には十二億二千万留あつた。なほ農業銀行の國有機關に對する融資總額は一九三五年には廿五億留に達してゐた。

この農場、農業機關に對する融資は農場經營者及び農民の意識の低いために種々の困難

があつたが、農業銀行はその融資の効率的運用確實なる回收に努め、次第に信用を增大しつゝある。

「都市住宅建設融資銀行」（ツェコムバンク）

一九三二年五月五日の法律は從來存在してゐた「株式中央都市住宅銀行」を改組して「全聯邦都市住宅建設融資銀行」を設立した。同行は他の特殊銀行と異り、自分の支店は持たず、都市建設と特殊の建設工事については自ら直接融資を行ふが、他の業務はすべて各地の地方都市銀行を通じて行ふ。この地方都市銀行は夫々獨立した銀行であるが、ツェコムバンクは彼等に對して一般的及び業務上の監督、統制を行ひ、又金融計畫、建設融資に關する問題につき指令を發する權限を與へられてゐる。

なほツェコムバンクも他の特殊銀行と同樣、地方都市銀行の店舖のない所では國立銀行の支店を通じて業務を行ふ。

ツェコムバンクは交付金又は貸付金の形式により、工業、交通、國家、公共機關、執行

委員會及び協同組合等の計畫する總ての住宅建設及び水道、下水道、道路、橋梁その他、の總ての都市建設に對し融資を行ふ。但國營農場及び共營農場で行ふ住宅建設は農業銀行が融資し、又工業、交通の諸企業が獨占的に使用する住宅建設についてはプロムバンクが融資する。

ツェコムバンクは又教育機關、病院、療養所、國有及び都市機關の住宅用公共建物にも融資する。

一九三三年度の計畫によれば、ツェコムバンクの融資額は二十二億七千万留、地方都市銀行分三十二億九千万留であつた。その主要なる使途別の金額は住宅建設十四億三千万留、都市建設八億留、教育機關を含む福利施設九億七千万留等であつた。而してこのツェコムバンクの資金は銀行自身の資本金の外に特別資本資金、依賴人の資金、豫算資金等が財源になつてをり、その內でも聯邦の特別資本資金が最も主要な財源であるが、この聯邦特別資本資金は聯邦豫算特別會計、取引及信用諸機關の勞働者生活狀態改善用資

金から積立金、國家保險基金の純益からの積立金、電力供給機關、電車、上水道、下水道等の積立金、貸付金の償還金、受取利息等から成つてゐる。

依賴人の資金とは工業勞働者の積立金、各種企業の減價準備拂込金、住宅組合の組合資本等である。

ソヴェトでは右の四種の特殊銀行の外に國民大衆及法人より貯蓄預金を吸收したり、政府の公債を直接賣却する貯蓄銀行がある。この貯蓄銀行の制度は次のやうな機關によつて成立つてゐる。

上に財務人民委員會の管轄下にある國立勞働者貯蓄銀行及び國家信用中央管理局といはれてゐる最高機關があり、その下に各共和國管理局、州又は自治領に州又は自治領管理局があり、それ〴〵管内の貯蓄銀行を監督してゐる。貯蓄銀行は、(1)地方貯蓄銀行、(2)都市貯蓄銀行、(3)各鐵道局に所屬し、所定の鐵道沿線で營業してゐる貯蓄銀行の業務を監督する貯蓄銀行、(4)地方貯蓄銀行並に鐵道貯蓄銀行の各支店、(5)郵便局に所屬する貯蓄代理機

關、(6)各種制度及び企業に所屬してゐる補助代理機關等から成つてゐる。

この貯蓄銀行の數、預金高、及び公債取扱高を示せば次の通りである。

（一九三三年一月一日現在）

	都市	農村	計
銀行數	一七、五〇八	四〇、一七六	五七、六八四
預金者數（個人）	一三、五七八千人	一〇、四六七千人	二四、〇四六千人
預金高（個人）	七三六百万留	二四一百万留	九七七百万留
同（法人）	二一一百万留	二二一百万留	四三二百万留
總預金高	九四七百万留	四六三百万留	一、四一〇百万留
國債應募者數	一三、〇〇〇千人	一七、〇〇〇千人	四〇、〇〇〇千人
公衆に賣却された公債	四、一七二百万留	一、二七〇百万留	五、四四二百万留

附錄　ソ聯邦國立銀行定款

一　總　則

一、一九二一年十月十三日附全露中央執行委員會決定に基き露西亞社會主義聯邦「ソヴェト」共和國國立銀行として設立せられ、其後、一九二三年七月六日附ソ聯邦中央執行委員會決定に依りソ聯邦國立銀行と改稱せられたる現國立銀行は本定款に基き且ソ聯邦國民經濟發展の一般計畫に對應し通貨の流通を調節し且つ工業、產業、商業、運輸及其他經濟部門のため短期「クレヂット」を設定するを目的とす。

二、國立銀行は之に所屬する總ての營業所、支店、代理店及金庫を包括してソ聯邦に於ける統一銀行にして且法人なり又獨立採算の原則に基き業務を行ふものとす。

三、國立銀行はソ聯邦及構成各共和國の債務竝に其の中央及地方機關の債務に關し本定款

第二五條「七」に基き責任を負擔する場合に限り責任を負ふものとす。

ソ聯邦及構成各共和國政府竝に其の中央及地方機關は國立銀行の債務に關し本定款第四條に依り豫定せらるゝ場合を除き責任を負はさるものとす。

四、國立銀行の定款資金は國立銀行の債務に關する保證となるものにして之を減額するを得す。

（補償）

營業年度貸借對照表に於て銀行業務上の缺損が準備金を超過し準備金に依り補給し得ざる缺損額は全聯邦豫算勘定を以て之を補給するものとす。

五、ソ聯邦國立銀行は本定款の限度內に於て自主的に業務を遂行す。ソ聯邦財務人民委員は勞働國防會議の指令に從ひ銀行券發行限度を定め、國立銀行評議員會の推薦に依り理事を任命し銀行の年度決算及貸借對照表を確認し又銀行券の發行竝に流通停止に關する訓令及銀行監查委員會の訓令を確認するものとす。

ソ聯邦財務人民委員部は全聯邦的意義を有する信用機關の業務を監督する爲め設立せら

れたる規則に基き國立銀行業務の監督を行ふものとす。

六、國立銀行は銀行券發行の獨占權を有す。國立銀行は一九二二年十月十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴェト」共和國人民委員會議の決定國立銀行に對し銀行券發行權附與の件（一九二二年度露西亞社會主義聯邦「ソヴェト」共和國法規第六四號八二七條）に從ひ本定款第一七—二四條に於て定められたる規定に基き此の權利を行使するものとす。

七、國立銀行は次の業務を行ふ。

（イ）ソ聯邦特別法規の定むるところによりソ聯邦の統一國家豫算及地方豫算の會計業務。

（ロ）ソ聯邦財務人民委員部との特別協定に基きソ聯邦及構成各共和國の國債竝にソ聯邦財務人民委員部債券の募集に對する參與。

八、信用組合團體以外の全金融機關の自由任意準備金は國立銀行に於て義務的に保管せら

るべきものとす。

但し、ソ聯邦財務人民委員は國家勞働貯金局及産業信用機關に對しては除外例を設くることを得。

九、凡ての金融機關は國立銀行以外融資を受くるを得す。

本規則は農業信用機關、地方公益事業銀行及信用組合團體に對する融資及海外團體の「ソヴェト」金融機關に對する融資に適用せられ又金融機關相互間の「コレス」關係設定にも準用せらる。

一〇、國立銀行理事、評議員、發券評議員、監査委員及國立銀行員、竝に職務上取扱事項に關する情報を接手せる職員は銀行及その取引先の業務竝に損益勘定に關する事項一切に關し秘密を守る可き義務を負ふ。

銀行取引先の業務及損益勘定一切に關する調査資料は取引先其のもの竝にソ聯邦竝に構成共和國訴訟立法の定むる規定を遵守するに於ては最後の場合司法及檢察機關に之を

交附することを得尚國營企業の業務及損益勘定に關する調査資料は之等企業を直接管掌する國家機關に交附することを得。

一一、取引先の當座勘定乃至其の他勘定に在る金額竝に取引先に所屬し且何等かの事由に據り國立銀行に保管せられ居る有價證券に對する差押へ及請求申請は司法乃至檢察機關の決定に依る以外行はるることなし。

一二、國立銀行は營業税、所得税、收入印紙税、公證税、竝に訴訟税及裁判事務公課金を免除せらる。

一三、國立銀行はソ聯邦國章を圖象せる印鑑を有す。本印鑑は同行本店竝に支店全部之を使用することを得。

二　國立銀行の資本金

一四、國立銀行は定款資本金及積立金の兩資本金を有す。

一五、國立銀行の定款資本金は四千萬「チェルヴォネッツ」とす、定款資本金はソ聯邦人民委員會議の決定に依り之を增額することを得。

一六、國立銀行の積立金は第四九條の同行益金繰入れを以て構成せられ、年度貸借對照表に依り發生することあるべき銀行業務に關する損失、補塡に使用せらるゝ積立金への益金繰入は其の金額が定款資本金と同額に達する迄之を行ふものとす。

何れかの年度に於て積立金の一部乃至全部が損失の補塡に費消せらるゝ場合は右積立金への益金繰入を更新し前掲標準に達する迄之を繼續するものとす。

三　銀行券の發行

一七、國立銀行は一、二、三、五、十、二十五及五十「チェルヴォネッツ」の價格の銀行券を發行す。

一「チェルヴォネッツ」は純金七・七四二三四瓦を含むものとす。

註　本定款公布後に發行せらるゝ銀行券には紙幣標記をソ聯邦憲法第三十四條に依り聯邦各共和國に於て一般的に使用せらるゝ語を以て印刷せらるべきものとす。

一八、國立銀行に依り流通の爲め發行せらるゝ銀行券は額面價格に依る發行銀行券額の四分の一以上は貴金屬及金に對する換算率の定性を有する外國貨幣を以て保證せられ、殘餘の部分は容易に正金に換へ得る物品、短期手形及其の他の短期券に依り保證せらるゝものとす。

一九、國立銀行にはその都度ソ聯邦人民委員會議の特別決定に基きソ聯邦財務人民委員部に對する貸付金交附の爲銀行券を發行する樣委任せらる、然してこの貸付金はその總額の半以上は金貨、金塊或はその他の貴金屬を以て保證せられ殘額はソ聯邦財務人民委員部の短期有價證券を以て保證せらるべきものとす。

二〇、銀行券の兌換開始期限はソ聯邦財務人民委員部の特別決定により定めらるゝものとす。

二一、銀行券の僞造は紙幣の僞造と同樣に法律を以て處罰せらるゝものとす。

二二、流通せしむる爲めの發行、流通する銀行券調及それの流通停止若くは銀行券を保證する有價物件調査に關する事務を管理する爲め、國立銀行管理局下に發行額を設立す。然して發行額は銀行管理局の指令に基き行動し、管理局員中の一人がこれを指導するものとす。發行額は月二回流通銀行券額及それに對する保證額（發行額の貸借對照表）に關する報告を「エコノミイエスカヤ・ジーズニ」紙上に發表するものとす。

二三、國立銀行の銀行券發行業務を一般的に監視統制する爲め銀行内に國立銀行管理部長を議長とする銀行券發行協議會を設置す。協議會の構成は、國立銀行に對する銀行券の發行及流通停止法規に關する訓令に依り規定せらるゝものとす。

二四、銀行券發行事務に關する協議會には次の任務が課せらるゝものとす。

（イ）銀行券の保證物として豫定せられたる國立銀行所屬の有價證券に關する發行額の提案並に銀行券を發行する目的の爲めこれ等有價證券の評價に關する同額の提案の審

議及確認。
（ロ）發行額の貸借對照表の審議竝に確認。
（ハ）月一回發行額倉庫の檢査。
（ニ）銀行券廢棄方法の設定竝に右方法施行上の監視。
（ホ）銀行券の發行及流通停止法施行上の一般的監視。

四　國立銀行の業務

二五、本定款第一條の示す目的達成の爲國立銀行は銀行券發行以外更に次の業務を行ふ。
（イ）自己の計算に於て金及其他の貴金屬、外國貨幣、爲替手形、外國爲替の買入及賣却。
（ロ）手形割引又は其の他の無利子の定額證券の割引。
（ハ）定期貸付金の貸付「コールローン」若くは當座勘定預金の形式に依る「クレヂット」の設定。

（ニ）商品保管書に對する信用手形の發行。
（ホ）特殊貸付金の貸付。
（ヘ）ソ聯邦若くは海外に於て決濟せらるべき有價證券に關する委員又は海外拂を求むる手形の引受。
（ト）預金の受理、卽ち、（一）當座預金、（二）請求拂預金（無期限）及（三）一定期限定額預金。
（チ）海外に於ける受信業務特に手形券割引及び手形の發給又は銀行に對し擔保とせられたる財産の擔保期限更新方法に依る受信業務。
（リ）委任に基く支拂、信用手形の發給、爲替の取組、又は委員に基き支拂の受取。
（ヌ）取引先の委員に基き取引先間の決濟の施行。
（ル）ソ聯邦又は構成各共和國公債々券申込の受理又はソ聯邦に於て流通を許可せられたる他の有價證券に對する申込の受理。

（チ） 自己の計算若くは委任に基き有價證券の買入或は賣却。

（ワ） 委任に基き金及其の貴金屬、外國紙幣、爲替手形、外國爲替の買入或は賣却。

（カ） 有價證券及貴金屬保管の受理又は有價證券管理保管の受理。

（ヨ） 商品の倉庫保管並に倉庫及安全金庫（貴重品信託所）の賃貸。

（タ） 其の他銀行協議會の許可する業務。

國立銀行内に於ける相互決濟組織の爲め決濟部を開設し得るものとす。

二六、國立銀行が割引する手形及其の他の證券に對して少くとも二名以上の者が責任を負ふべきものとす。然して之等手形及其の他の證券は支拂期限まで六ヶ月以下のものに對し割引を行ふものとす若しも手形或は證券が取引所遠隔の地より振出されたる場合には支拂期限までの期間が九ヶ月以下なるものに對し割引を行ひソ聯邦亞細亞地方の遠隔地よりの取引の場合は支拂期限までの期間が十八ヶ月以下のものに對し割引を行ふ。但し手引及證券は商業取引所のものたるべきものとす。

二七、定額貸付、「コールローン」、當座勘定預金、爲替手形の割引、保證、商品手形等の「クレヂット」又は取次委任及支拂委任に基く「クレヂット」は次の如き擔保に依り保證せらるべきものとす。

（イ） ソ聯邦或は海外に於て發行せられたる有價證券、例へばソ聯邦或は構成各共和國の公債證書の如き或は其の他の證券。

（ロ） 塊狀若くは外國單位貨幣の形に依る貴金屬、又は外國貨幣、商品及管理商品證書。

「コールローン」及び當座勘定預金に依る「クレヂット」は又第二十六條の規定に依る條件を充す手形及び證券の擔保を以て保證せらるべきものとす。

銀行協議會定むる限度内の「コールローン」及當座勘定預金に依る「クレヂット」は債務者の個人手形に對しては本條に依る保證なしに與へらるゝものとす。

二八、第二十七號の規定する「クレヂット」金額は擔保財産の價格に對する比率關係に於て國立銀行管理局の定むる限度を超ゆることを得ざるものとす。

二九、國立銀行の行ふ定額貸付、商品信用手形の「クレヂット」又は取次委任及支拂委任に基く「クレヂット」は其の期限を六ヶ月以内とす。

保證及爲替手形の引受に依る「クレヂット」は其の期限を一ヶ年以内とす。

註　銀行協議會の特別なる決定に基く例外の場合に依り保證及び爲替手形の引受による「クレヂット」は期限を一ヶ年以上と爲すことを得。

三〇、特別當座預金に關しては國立銀行は銀行法の定むる豫告期間を以て隨時債務の償還或は追加補償物件の提出を要求し得る權利を有す。

三一、國立銀行は十二箇月以上の期間に亙り特殊貸付をなすことを得。

特殊貸付は第二七、二八條の夫々定むるところに依り保證せらるべきものとす。

特殊貸付は銀行協議會の定むる特別なる限度内に於ては前項に示せる保證なしに貸付を行ふことを得るものとす。

三二、國立銀行は協約に依り豫定せられたる使命の爲め貸付られたる特殊貸付金の使途を

監視し又債務者の事業の遂行振を監視し特に債務者の業務執行及び帳簿を檢査する權利を有す。協約に依り豫定せられたる使命の爲めの貸付金を債務者が利用せざる場合又は債務者が銀行の監視を回避する場合には銀行は期限前に債務の償還を要求し得る權利を有す。特殊貸付金が擔保々證を有し居らざる場合は銀行は債務者の業務正しき不振に於ても亦期限前に債務の償還を要求し得る權利を有するものとす。

三三、國立銀行は未だ擔保とせられざる物件のみを擔保となすことを得。(第一擔保)銀行が受けたる擔保物件に對しては債務者の負擔に於て貸付金總額を超ゆること一〇%以上の額の保險を附すべき義務を課す。定額貸付金、商品手形證書又は取次及び支拂委任に基く「クレヂット」保證物件として受けたる物件に對しては少くとも貸付期間より一箇月以上を超ゆる期間に對し保險を附すべきものとす。註 別當座預金若くは當座勘定預金の形式に依る「クレヂット」の擔保物件として受けたる物件に對してはそれを擔保となしたる日より起算し三箇月以上の期間保險を附すべきものとし然して二箇月を經過する

や第一次保險滿了日より起算し更に二箇月內保險延長せしむるものとす。

二四、國立銀行が擔保として受けたる物件は銀行業務管理部の定むる條件竝秩序の下に擔保借用人の責任ある保管の下に置かれ得るものとす。

三五、國立銀行は擔保として受けたるソ聯邦及構成各共和國の公債券又はソ聯邦或は聯邦各共和國が保證する公債券に對しては記名或は無記名受領證を交付す。無記名受領證を交付したる場合には銀行はこの擔保債券は此を賣却することを得るものとす。擔保受領證の持參人は擔保證券の所有者と見做され、右持參人は又銀行に對し債務辨濟不履行の場合擔保證券を現金に換へる際生じたる剩餘金を國立銀行より受取る權利を有する。

三六、國立銀行は擔保物件を現金に換へる際次の方法に從ふものとす。

（イ）銀行は手形及其の他金錢債務をその當該期日に於て支拂義務者に對し支拂を求むる爲提示す、而して支拂不履行の場合之を處分することを得。

（ロ）有價證券、貴金屬、及外國貨幣は銀行之を自己の裁量により賣却するか、或は滿

期日の翌日の相場を以て自己の所有に歸せしむ。若しも上述有價物件が一定相場を有せざる場合には銀行は之を自己の裁量に依り賣却するか或は貸付額により自己の所有に歸せしむるものとす。

（ハ）物件は銀行之を銀行業務管理部の定むる方法に從ひ自己の裁量を以て賣却するものとす。

三七、國立銀行が擔保として受けたる物品及び有價證券に對し第三者が賣立を申立てたる場合財產の差押若くは押收は之を行ふを得ず。斯る賣立に基く物品及び有價證券の賣却はそれ等物件が銀行に依り債務者の裁量に移されたる以後始めて之をなすことを得るものとす。銀行に對し優先的に返還を受け得る請求に基く申立の場合には銀行賣却申請の日より遲くとも一箇月以內に財產の賣却を行ふ。然してその際優先的返還の請求に充當する爲め賣却により受取られたる金額は擔保に依り保證され居る銀行の要求の期限前辨濟に當てらるゝものとす。銀行に對しては財產を賣却せずして優先的辨濟請求を完全に